

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 地域住民の安全安心確保のための取組

第4節 良好な治安確保のための基盤構築に
向けた取組

第5節 犯罪被害者支援

第2章

CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

我が国では、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及その他の様々な社会情勢の変化を背景に、平成15年（2003年）以降、刑法犯認知件数の総数に占める割合の大きい街頭犯罪^(注1)及び侵入犯罪が一貫して減少しており、また、近年、刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数や財産犯の被害総額^(注2)についても減少傾向にあるが、特殊詐欺の認知件数及び被害額については、依然として高い水準^(注3)にあるなど、引き続き対策を進めていくことが必要な状況が認められる。

加えて、刑法犯認知件数という指標では必ずしも捉えられない情勢として、例えば、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び検挙件数がいずれも高い水準で推移^(注4)しているほか、児童虐待事件の検挙件数及び児童虐待の通告児童数についても増加傾向^(注5)にある。また、サイバー空間における脅威は、近年、国内外で様々なサイバー犯罪、サイバー攻撃が発生している^(注6)ことなどを踏まえると極めて深刻な情勢となっている。

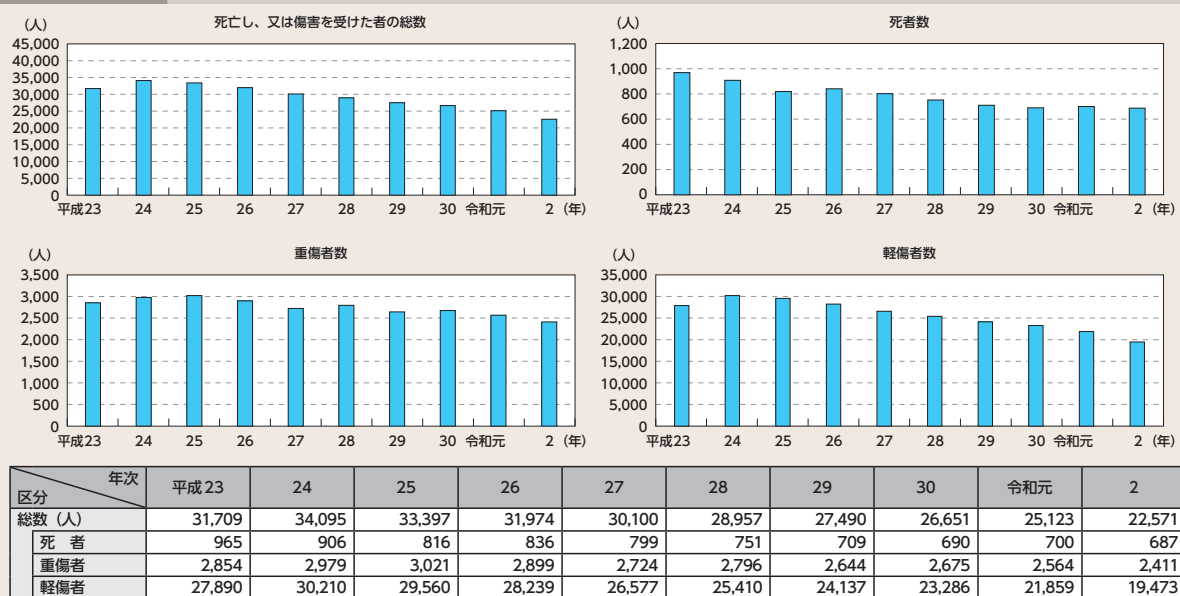
こうしたことから、依然として厳しい犯罪情勢がうかがえる。

1 刑法犯

(1) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-1のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にある。

図表2-1 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成23年～令和2年（2020年））



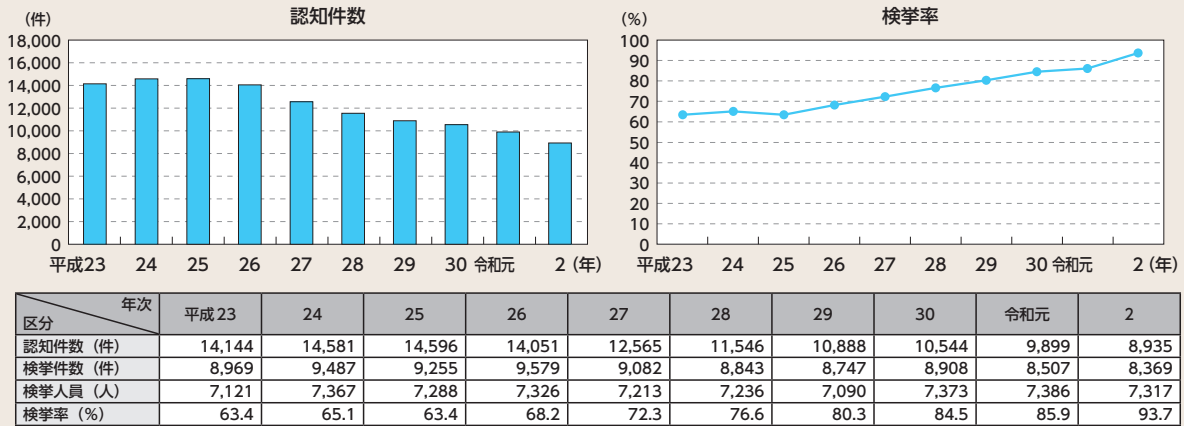
注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

注1：39頁参照（特集3）
 2：90頁参照
 3：90頁参照
 4：77頁参照
 5：78頁参照
 6：19頁参照（特集2）

(2) 重要犯罪^(注)の認知・検挙状況

重要犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-2のとおりである。令和2年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である平成15年の2万3,971件と比べ1万5,036件（62.7%）減少した。検挙率は、平成25年以降は上昇傾向にあり、令和2年は93.7%であった。

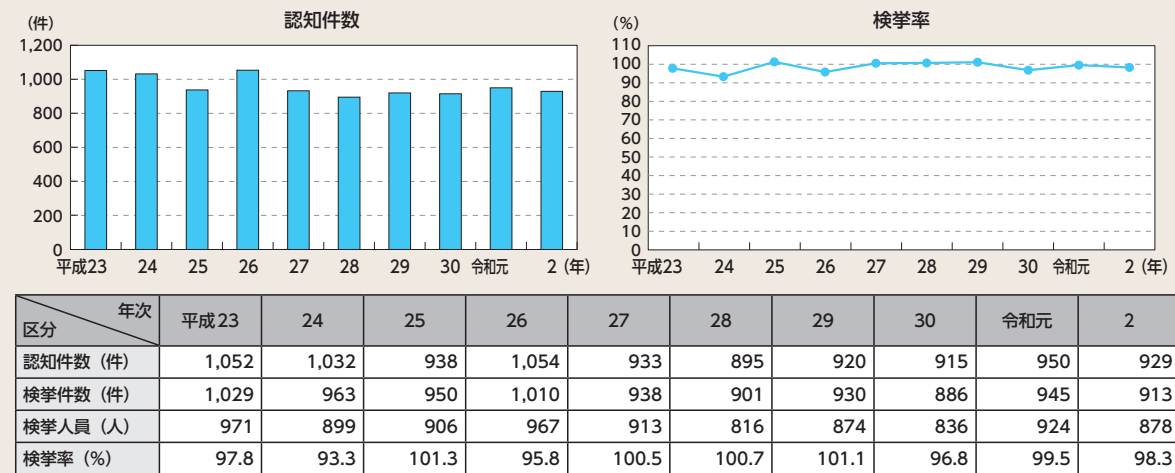
図表2-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



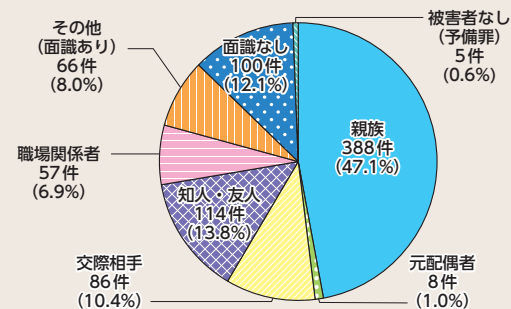
① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。

図表2-3 殺人の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

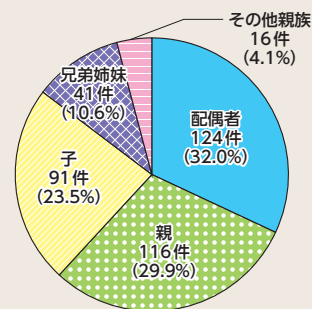


図表2-4 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（令和2年）



注：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件（以下「解決事件」という。）を除く。

図表2-5 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況（令和2年）

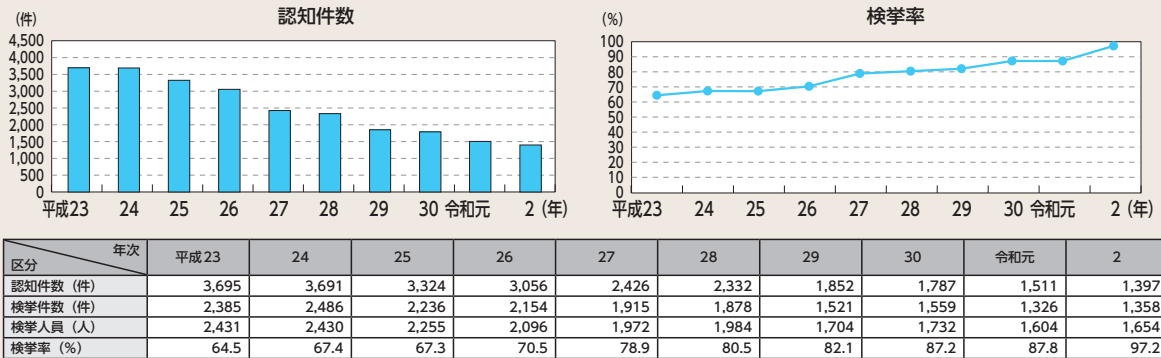


注1：解決事件を除く。
注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である。

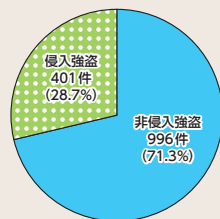
② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-6のとおりである。

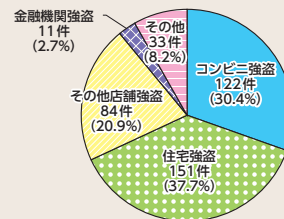
図表2-6 強盗の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



図表2-7 強盗の手口別認知状況（令和2年）



図表2-8 侵入強盗の手口別認知状況（令和2年）

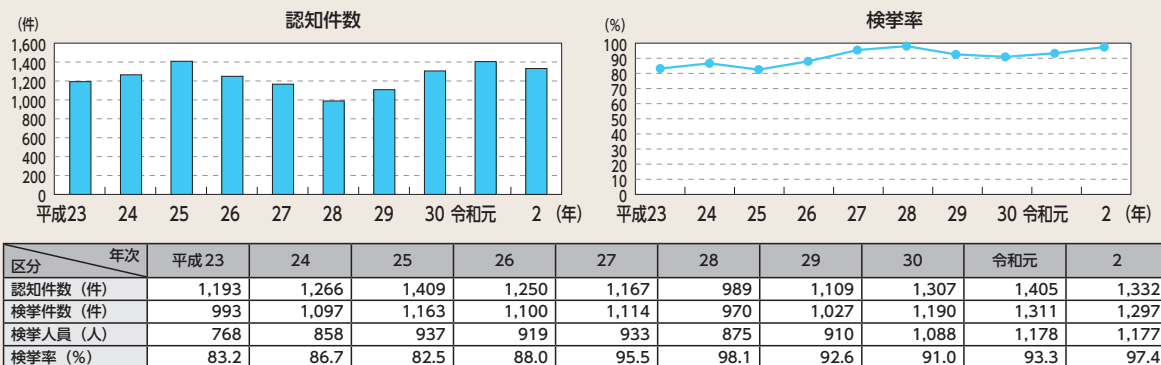


③ 強姦性交等・強制わいせつ

強姦性交等の認知・検挙状況の推移は、図表2-9のとおりである。

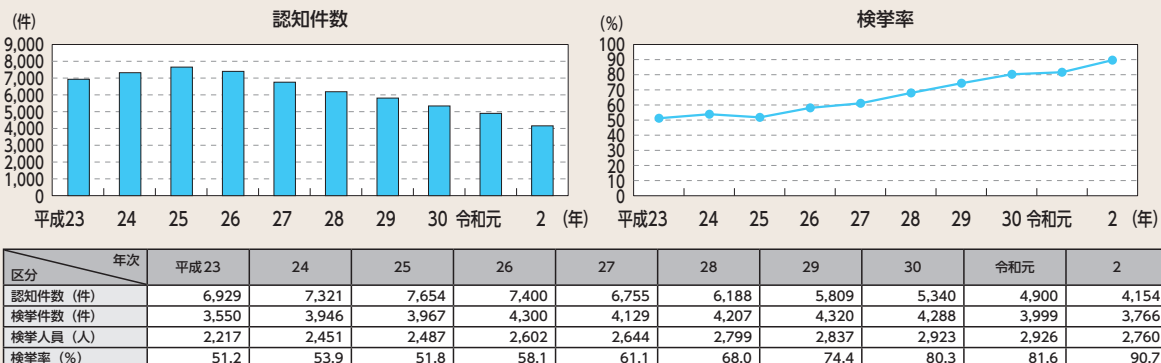
また、強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。

図表2-9 強姦性交等の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



注：刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強姦性交等」に変更し、計上する対象が拡大した（237頁参照）。平成29年7月12日以前については、強姦に係る数値を計上している。

図表2-10 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

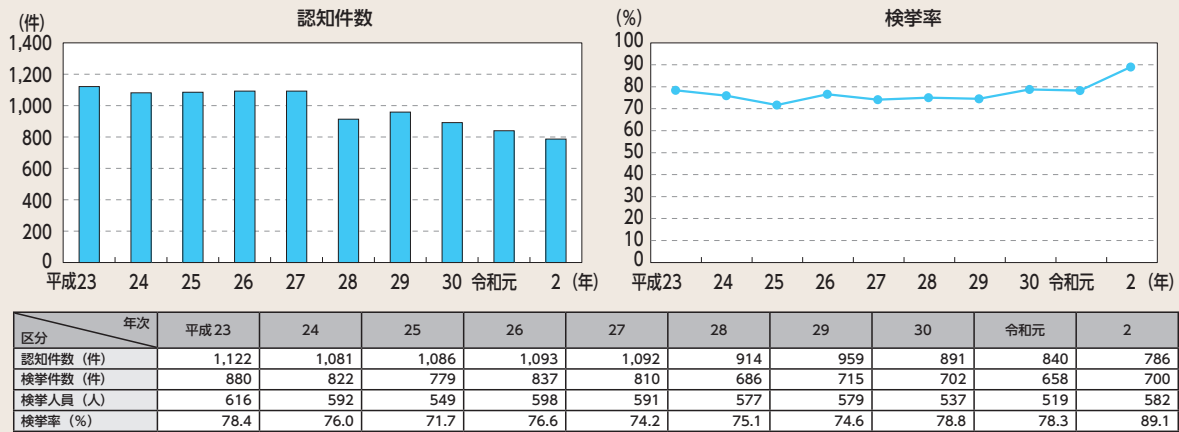


注：平成29年7月12日以前については、改正前の強制わいせつに係る数値を計上している。

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。

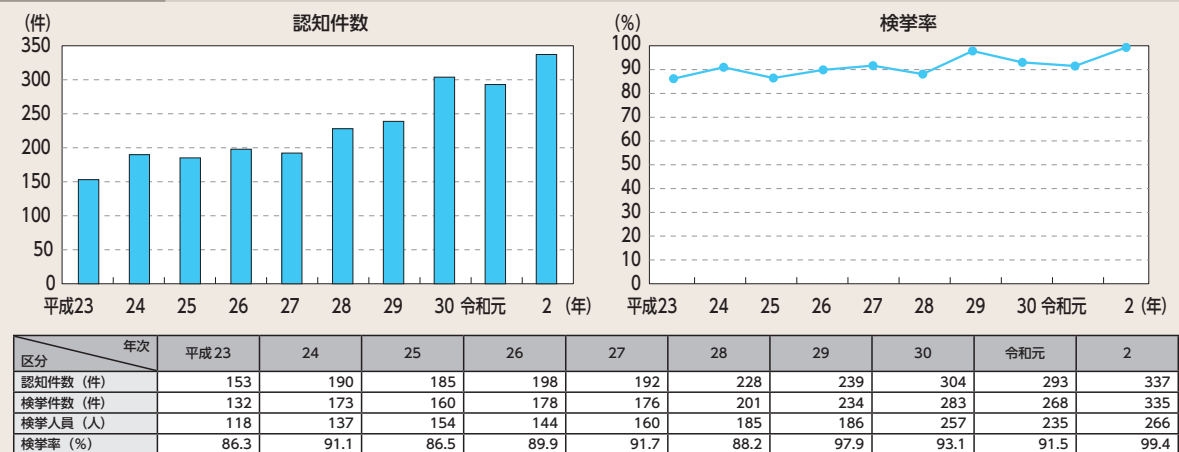
図表2-11 放火の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、令和2年は81.9%であった。

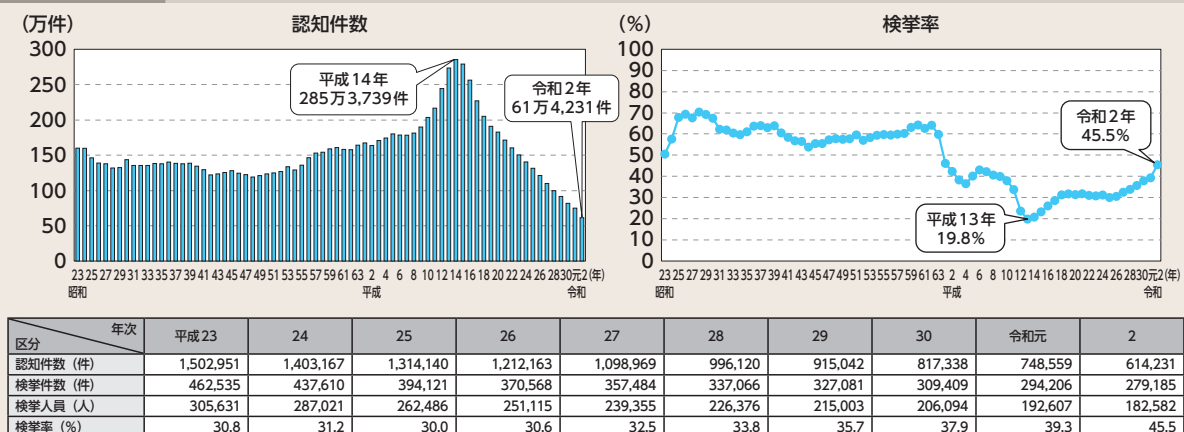
図表2-12 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



(3) 刑法犯の認知・検挙状況

刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。

図表2-13 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和23年（1948年）～令和2年）

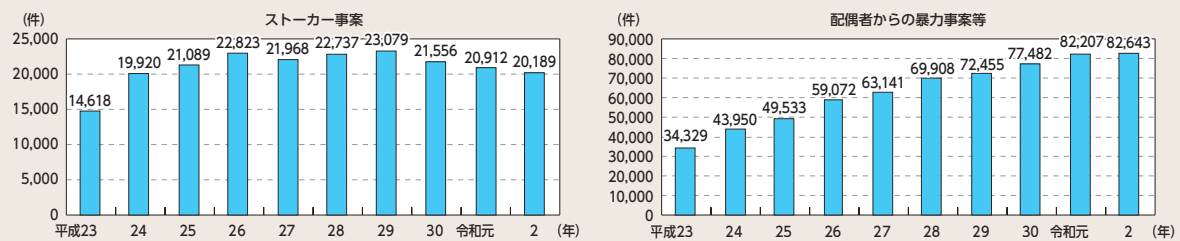


2 人身安全関連事案の現状と対策

(1) 現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等^(注)の相談等件数及び対応状況の推移は図表2-14から図表2-16までのとおりである。ストーカー事案の相談等件数は高水準で推移しており、また、令和2年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法の施行以降、最多となった。

図表2-14 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成23年～令和2年）



注：ストーカー事案には、執ようなつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

図表2-15 ストーカー事案への対応状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	前年比増減 ^(注)
刑法等検挙（件）		1,919	1,699	1,594	1,491	1,518	27 (1.8%)
	殺人（既遂）	1	1	1	0	1	1 (—)
	殺人（未遂）	11	8	4	9	7	△2 (△22.2%)
	暴行	165	167	149	139	165	26 (18.7%)
	傷害	180	107	89	89	70	△19 (△21.3%)
	脅迫	363	285	231	227	220	△7 (△3.1%)
	住居侵入	345	305	311	303	300	△3 (△1.0%)
ストーカー規制法違反検挙（件）		854	826	809	724	755	31 (4.3%)
	その他	769	926	870	864	985	121 (14.0%)
	ストーカー行為罪	735	884	762	748	868	120 (16.0%)
ストーカー規制法に基づく対応	禁止命令等違反	34	42	108	116	117	1 (0.9%)
	警告（件）	3,562	3,265	2,451	2,052	2,146	94 (4.6%)
	禁止命令等（件）	173	662	1,157	1,375	1,543	168 (12.2%)
その他の対応	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	8,252	9,007	7,647	8,069	8,151	82 (1.0%)
	加害者への指導警告（件）	11,598	12,264	11,210	11,643	11,347	△296 (△2.5%)
	被害者への防犯指導（件）	22,097	22,549	21,358	20,320	19,550	△770 (△3.8%)

注：令和元年の数値と比較した令和2年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-16 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	前年比増減 ^(注1)
刑法等検挙（件）		8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	△388 (△4.3%)
	殺人（既遂）	2	1	2	3	0	△3 (△100.0%)
	殺人（未遂）	100	90	109	110	110	0 (0.0%)
	暴行	4,409	4,510	5,233	5,384	5,183	△201 (△3.7%)
	傷害	2,991	2,934	2,958	2,784	2,626	△158 (△5.7%)
	脅迫	153	149	110	127	159	32 (25.2%)
	住居侵入	62	63	46	47	37	△10 (△21.3%)
保護命令違反検挙（件）		574	595	559	635	587	△48 (△7.6%)
	その他	104	80	71	71	76	5 (7.0%)
	裁判所からの書面提出要求 ^(注2) （件）	2,505	2,223	2,092	1,959	1,745	△214 (△10.9%)
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの保護命令通知 ^(注3) （件）	2,143	1,859	1,726	1,663	1,460	△203 (△12.2%)
	警察本部長等への援助の申出の受理件数（件）	21,271	21,904	21,846	25,539	23,112	△2,427 (△9.5%)
	加害者への指導警告（件）	39,851	44,361	51,172	55,519	57,147	1,628 (2.9%)
その他の対応	防犯指導・防犯機器貸出し（件）	62,129	66,042	72,040	74,306	74,908	602 (0.8%)

注1：令和元年の数値と比較した令和2年の増減数（括弧内は増減率）

2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

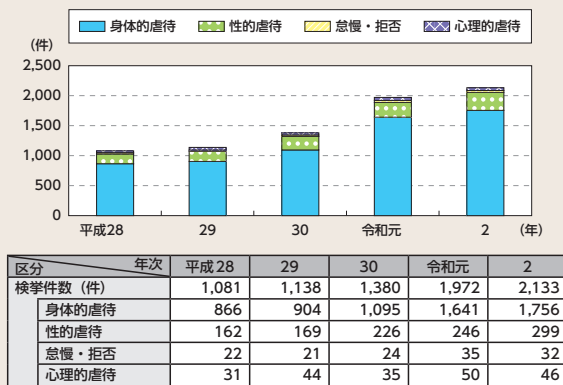
3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

注：平成25年6月に成立した配偶者暴力防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

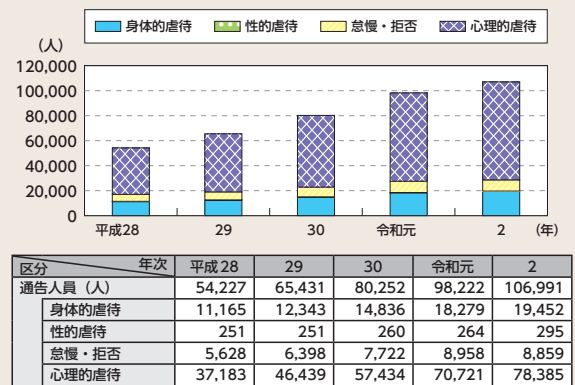
児童虐待事件については、令和2年中の検挙件数は2,133件、検挙人員は2,182人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加しており、令和2年中は過去最多の10万6,991人となった。態様別では、心理的虐待が7万8,385人と全体の約7割を占めている。

図表2-17 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移
(平成28年～令和2年)



図表2-18 警察から児童相談所に通告した児童数の推移
(平成28年～令和2年)



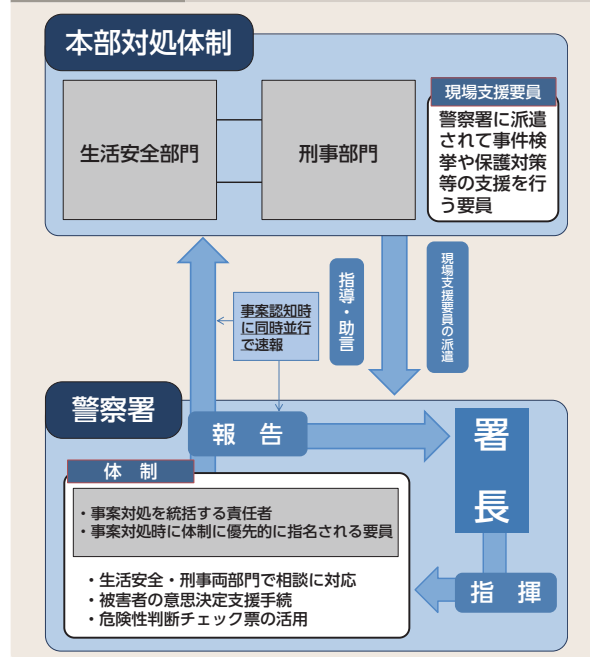
(2) ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対策

① 迅速かつ的確な対応の徹底

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等は、恋愛感情のもつれ等の私的な人間関係に起因する事案であり、情報技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい事案である一方で、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

警察では、平成26年4月までに、都道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、平成25年から、被害者の意思決定支援手続及び危険性判断チェック票^(注1)を導入している。さらに、平成27年度から、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担することとしている^(注2)。

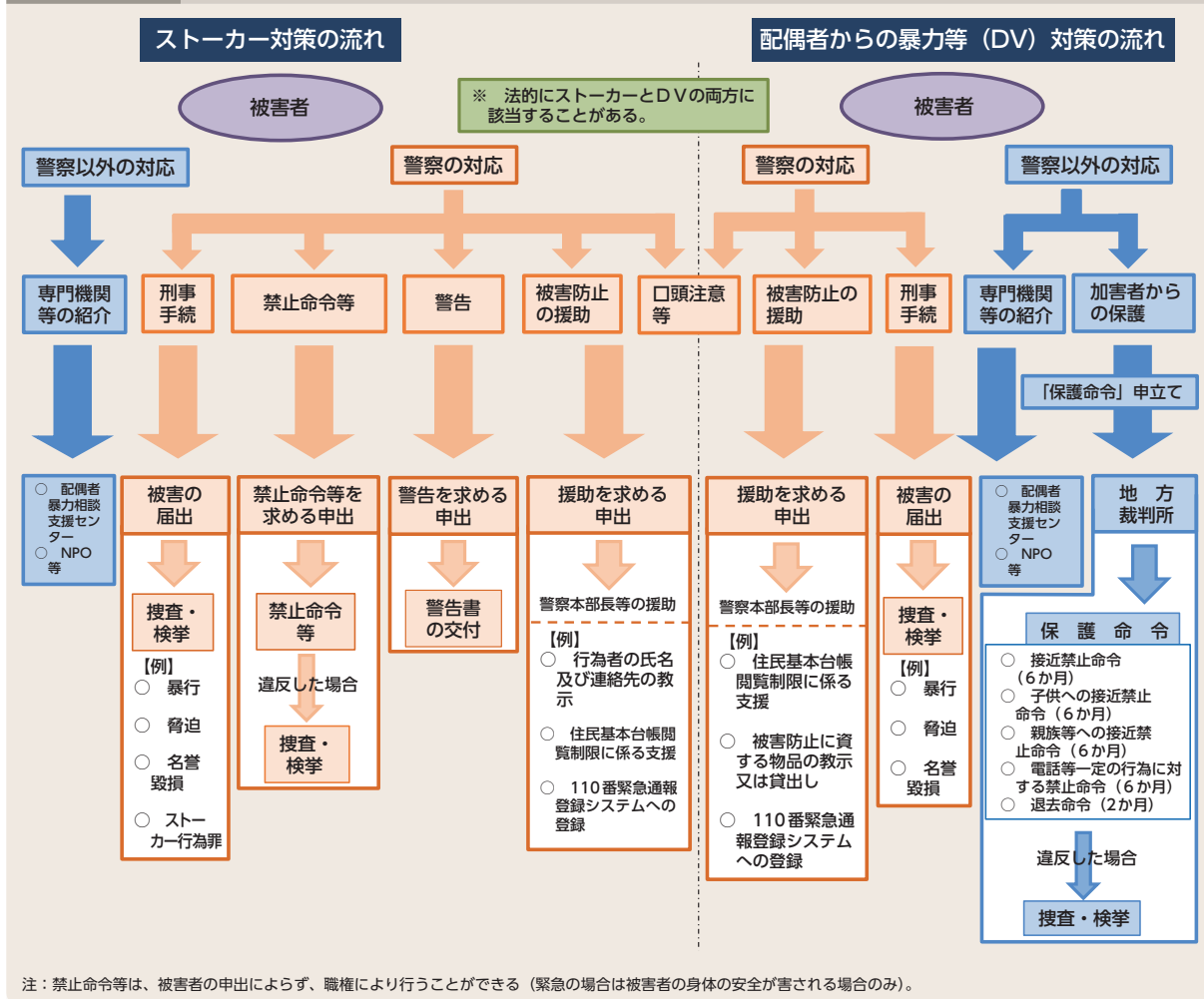
図表2-19 体制の確立



注1：ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等について相談をした被害者から、被害者本人や加害者の性格、日常行動等に関する項目についてアンケート方式で聴取し、殺人等の重大事案に発展する危険性・切迫性を判断する上での参考資料とするための票

2：132頁参照

図表 2-20 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



CASE

令和2年4月、女性からの通報により、同女性の居宅付近で包丁を所持してうろついていた元交際相手の男（22）を銃刀法違反（刃物の携帯）で現行犯逮捕した。また、捜査の結果、同男は、同女性に対し、怨恨の感情から「殺しに行く」などと脅迫していたことが判明したことから、同月、同男を強要未遂罪で再逮捕し、同年6月、同男に対してストーカー規制法に基づく禁止命令を発出した（富山）。

② 関係機関・団体と連携したストーカー対策

ストーカー事案に対し実効性のある対策を行うためには、社会全体での取組が必要であることから、警察庁では、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定した「ストーカー総合対策」、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している。

警察においては、平成28年度から、警察が加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関等との連携を推進している。

③ ストーカー規制法の改正

ストーカー規制法では、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、住居、勤務先、学校その他通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において「見張り」をすることを規制している。GPS機器を相手方の自動車に取り付け、同車の位置情報を取得することがストーカー規制法で規制している「見張り」に該当するのかが争われた事件の上告審で、令和2年7月、ストーカー規制法の「住居等の付近において見張り」をする行為に該当するためには、GPS機器等を用いる場合であっても、相手方の住居等の付近という一定の場所において同所における相手方の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当である旨の判決が出された。

これを踏まえ、警察庁において、大学教授、弁護士、桶川事件御遺族等の有識者による「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」が開催された。同検討会は、令和2年10月から令和3年1月にかけて4回開催され、GPS機器等を利用したストーカー事案を含め、最近のストーカー事案の実情を踏まえた効果的なストーカー行為等の規制等の在り方について議論が行われるとともに、同月、「ストーカー行為等の規制の在り方に関する報告書」が取りまとめられた。

同報告書の提言を踏まえ、同年5月、第204回国会において、ストーカー規制法の一部を改正する法律が成立した。

同改正では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制の対象とすることとされた。警察では、新たに規制の対象とされた行為を含め、引き続き、相手方の生命・身体の安全の確保を最優先に、取締りをはじめとした対応を推進することとしている。

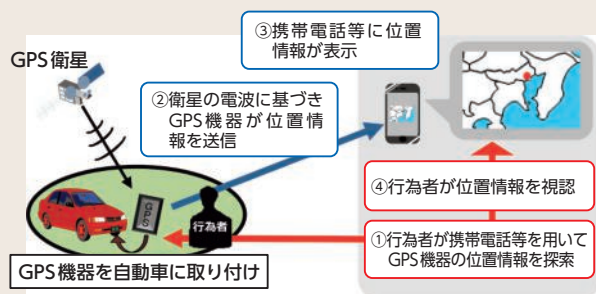


有識者検討会における検討の状況

図表2-21 ストーカー規制法の改正の概要

背景

- 近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案等が発生
- 令和2年7月の最高裁判決において、元交際相手等の自動車にGPS機器をひそかに取り付け、位置情報を探索・取得する行為が、ストーカー規制法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨判示
- また、相手方が現に所在する場所の付近での見張り等や連続して文書を送付する行為がみられるが、ストーカー規制法の規制の対象外となっていた。



改正の概要

1 規制対象行為の拡大

以下の行為を新たに規制する。

- (1) **GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等**
 - 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る**位置情報を取得する行為**を規制する。
 - 相手方の承諾なく、その所持する物に、**GPS機器等を取り付ける等の行為**を規制する。
- (2) **相手方が現に所在する場所の付近における見張り等**
 現行の住居等の通常所在する場所に加えて、**現に所在する場所の付近における見張り、うろつき、同所への押し掛け**を規制する。
- (3) **拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為**
 現行の電話、ファックス、電子メール、SNSメッセージに加えて、拒まれたにもかかわらず、**文書を連続して送付する行為**を規制する。

2 禁止命令等の方法に係る規定の整備

禁止命令等について、書類を**送達して行う**こととする。
 （住所及び居所が明らかでない場合には公示送達）

3 施行日

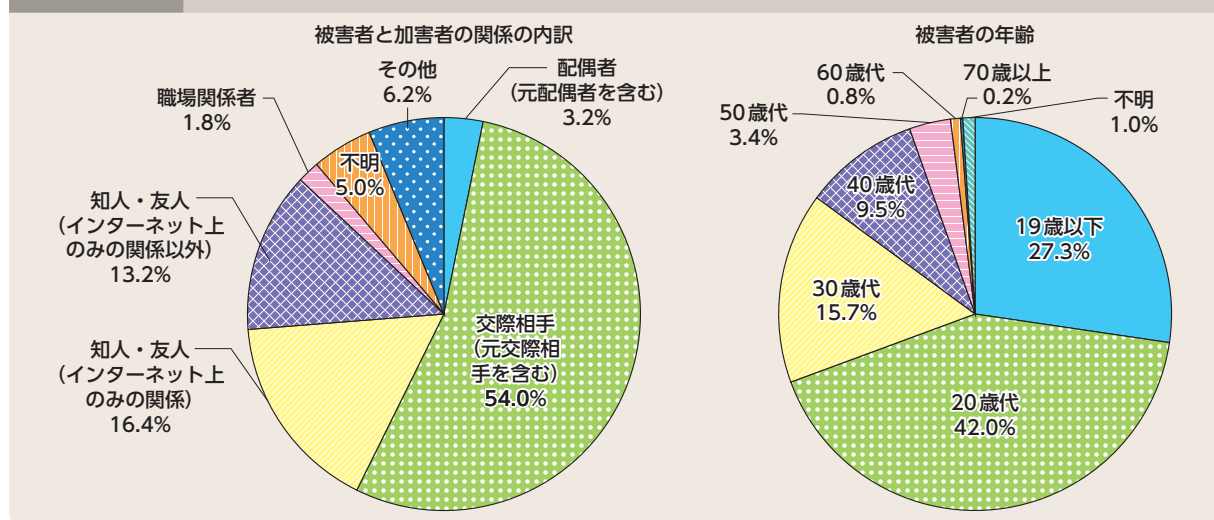
- 1 (2)・(3)については公布の日から起算して20日を経過した日
- 2 (1)・2については公布の日から起算して3月を経過した日

④ リベンジポルノ等への対策

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、画像情報等の不特定多数の者への拡散が容易になったことから、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（リベンジポルノ等）により、被害者が長期にわたり回復し難い精神的苦痛を受ける事案が発生している。

令和2年中の私事性的画像^{注1}に関する相談等の件数^{注2}は1,570件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が54.0%、インターネット上のみの関係にある知人・友人が16.4%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が42.0%、19歳以下が27.3%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は47件、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の他法令による検挙は198件であった。

図表2-22 私事性的画像に係る相談等の状況（令和2年）



警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、プロバイダ等の事業者と連携し、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。

CASE

令和元年10月、女性から、「SNSを通じて知り合った男に撮影された性的な動画が、無断でインターネット上に掲載されている」との相談を受理した。SNS上に同女性を特定することができる方法で同動画が投稿されているのを発見したことから、令和2年1月、知人の男（33）を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）等で逮捕した（警視庁）。

注1：私事性的画像被害防止法第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

注2：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑罰法令に抵触しないものを含む。

(3) 児童虐待防止対策

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難であるなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いという特徴を有している。

近年も重大な児童虐待事件が発生している状況であり、累次の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定等を踏まえ、政府一丸となって児童虐待防止対策が進められている。

① 児童の安全確保を最優先とした対応の徹底

警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した際には、警察署長及び本部対処体制^(注1)に速報することとしており、本部対処体制においては警察署に対する指導・助言等の支援を行っている。

また、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告を実施し、一時保護等の対応をとるよう求めているほか、通告に至らない場合であっても、情報提供を実施し、児童の身体状況や保護者の対応等を客観的かつ具体的に伝えることとしている。

② 迅速かつ的確な捜査の遂行

児童相談所への通告と並行して、事案に応じて厳正な捜査を行い、事件化する場合には、必要な捜査をできる限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図っている。

③ 児童の安全確保に向けた関係機関との連携の強化

ア 児童相談所との連携

警察では、児童相談所からの援助要請^(注2)に基づいて、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護等に警察官が同行し、児童の安全確保及び保護に努めている。

また、児童相談所との合同研修を実施しているほか、児童相談所を設置する自治体からの要請に応じ、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施している^(注3)。

イ 学校・教育委員会との連携

警察では、虐待通告等の対応に関して保護者から威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合等において、学校・教育委員会と連携して対応している。

ウ 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携

警察では、自治体からの要請に基づいて、要保護児童対策地域協議会^(注4)に構成員として参画し、関係機関との間で児童虐待事案の情報共有等を行っている。

④ 被害児童に対する配慮及び支援

児童虐待が疑われる事案では、関係機関との緊密な連携の下、代表者が被害児童からの聴取を行うなど、被害児童の負担軽減及びその供述の信用性の担保に配慮して対応しているほか、児童に対するカウンセリング等の支援を実施している^(注5)。

⑤ 警察における対応力の強化

警察では、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底するとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や警察職員に対する児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、警察における児童虐待への対応力の強化を図るための取組を推進している。

CASE

令和2年8月、警察が家出をした児童（11）を発見し事情を聴いたところ、日常的な虐待が疑われたため、児童相談所に通告し、同児童は一時保護された。その後、児童相談所及び検察庁と協議し、三者の代表者により同児童から事情聴取を行うなどした結果、養父（34）が同児童に対し、顔面を足蹴りするなどの虐待を行っていたことが判明し、同年9月、同養父を暴行罪及び傷害罪で逮捕した（兵庫）。

注1：78頁参照

2：児童虐待の防止等に関する法律第10条において、児童相談所長は、児童の安全確認又は一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求めることができるとされている。

3：令和2年4月1日現在、警察職員69人、警察OB225人が児童相談所へ配置されている。

4：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

5：84頁参照

警察活動の最前線

警察の児童虐待対応



警察では、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応を行っている。その最前線である警察署における対応の一例を職員の声と共に紹介する（被疑者及び被害児童は模擬）。

① 通報受理

警察署で勤務中、付近住民から「近所の家の前で泣いている子供がいる」という児童虐待が疑われる事案の通報を受理した。



児童虐待が疑われる事案を認知した場合、できる限り速やかに現場臨場し、児童の安全を直接確認します。児童虐待は事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるため、警察署長や本部対処体制^(注)に報告して組織的な対応をとるようにしています。

注：78頁参照

② 現場臨場

通報現場に臨場し、泣いている児童を発見した。児童から事情を聴取するとともに、通報者から聞き込みを行い、対象家庭^(注)を特定することができた。



対象家庭を特定した際には、その家庭についての警察が保有する各種情報及び児童相談所等関係機関での過去の取扱状況の照会を行うことで、対象家庭の家庭環境を把握するよう努めています。



対象家庭の特定

注：児童に対する虐待が疑われる家庭

① 通報受理

② 現場臨場

③ 安全確認

③ 安全確認

児童の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、児童の身体を確認した結果、児童の身体に新旧のあざがみられた。そこで、児童と保護者から事情を聴取したところ、父親が児童に対してこれまでにしつけと称して何度も平手打ちするなどの暴行を加えていたことが判明した。



保護者からの事情聴取



児童の身体確認

対象家庭において、児童との面会を拒否された場合には、立入調査等の権限を有する児童相談所への協力要請を実施するなど、児童の安全確認ができるまで現場を離れないようにしています。児童の身体確認は、児童が女児である場合には女性職員が確認します。また、児童の年齢に照らした正常な発育状態であるかという点にも注意して確認するようにしています。

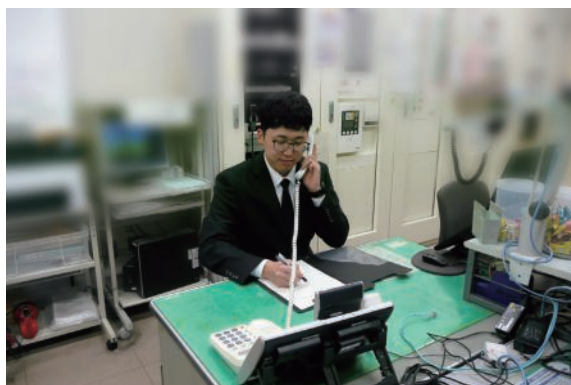


④－１ 児童相談所への通告・一時保護要請

児童の身体の直接確認や保護者からの聴取の結果を踏まえ、同児童は虐待を受けたと思われることから、児童相談所へ通告し、一時保護を要請した。

その後、児童相談所の職員が臨場の上、児童及び保護者から改めて聴取し、児童相談所が児童の一時保護を行うこととなった。

児童の安全確認の結果、児童虐待を受けたと思われる児童については、速やかに児童相談所へ通告しています。通告に際しては、児童相談所に対し、安全確認の経過や確認結果から判明した児童の身体の状態、保護者の対応等を客観的かつ具体的に伝達するよう心掛けています。



児童相談所への通告・一時保護要請



児童相談所職員への児童の安全確認結果の伝達

④－１ 児童相談所への通告・一時保護要請

児童の安全確保

④－２ 事件捜査・被害児童に対する配慮と支援

④－２ 事件捜査・被害児童に対する配慮と支援

父親による児童に対する暴行事件の捜査に当たっては、児童の心情や特性に配慮し、警察、検察及び児童相談所の代表者による児童からの聴取を行った上、父親を検挙した。

その後、児童の一時保護が解除され、児童相談所等関係機関と連携し、児童のカウンセリング及び保護者に対する助言・指導を実施することとした。

児童からの事情聴取は、児童の負担軽減に配慮し、関係機関の代表者が聴取を行う取組を推進しています。

また、児童に対する支援に、公認心理師等の資格を有する専門的職員が対応に当たるなど、児童の心情に配慮した対応を心掛けています。



代表者による児童からの聴取

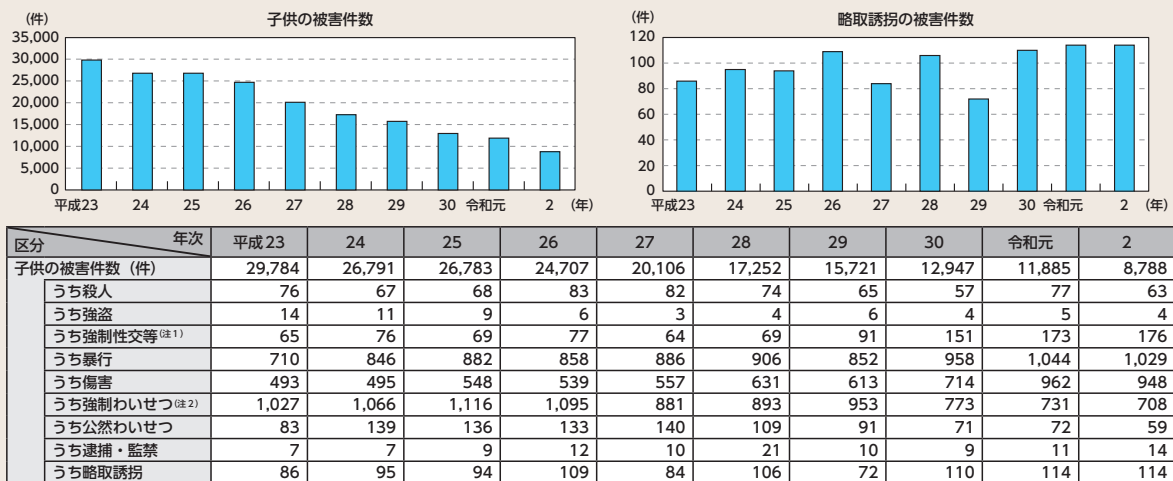
3 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-23のとおりであり、減少傾向にある。同図表に掲げる罪種のうち、認知件数に占める子供の被害件数の割合が最も高い罪種は略取誘拐であり、令和2年中は33.8%（認知件数337件のうち114件）であった。

図表2-23 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成23年～令和2年）



注1：刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更し、計上する対象が拡大した（237頁参照）。平成29年7月12日以前については、強姦に係る数値を計上している。
 注2：平成29年7月12日以前については、改正前の強制わいせつに係る数値を計上している。

② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

「登下校防犯プラン」（平成30年6月登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、スクールサポーター（注）を学校へ派遣している。また、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子供の見守り活動を行うなど、学校や通学路等における子供の安全確保に係る各種の取組を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇、ロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等に関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体に対する見守り体制の確認・指導や合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、平成21年以降、都道府県警察本部に設置された子供女性安全対策班（JWAT^{注1）}が、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じている。検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

CASE

土木作業員の男（23）は、令和2年3月、屋外で遊んでいた複数の児童に対し、「新型コロナウイルスの検査をさせてほしい」「階段の方で待ってるね」などと声を掛け、同児童らを連れ去ろうとした。また、同男は、令和元年9月から令和2年2月にかけて、複数の児童等に背後から抱きついて体を触るなどした。同年11月までに、同男を未成年者誘拐未遂罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等で逮捕した（兵庫）。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の運用

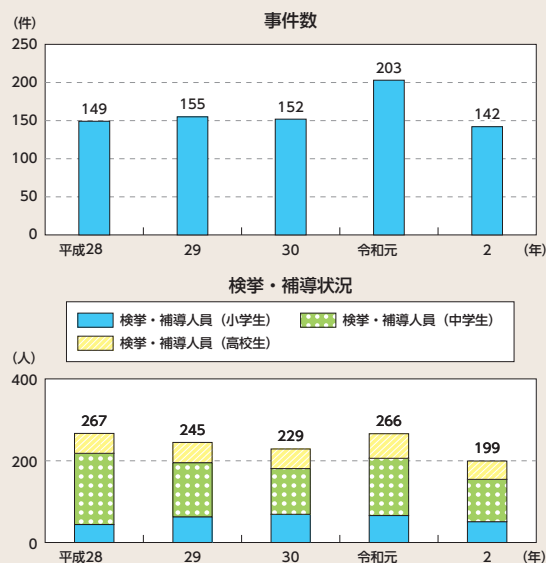
警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

(2) いじめ事案への対応

近年のいじめ^{注2）}に起因する事件数及び検挙・補導状況は図表2-24のとおりである。また、令和2年中の検挙・補導人員（199人）のうち、その約5割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童等」という。）及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進している。

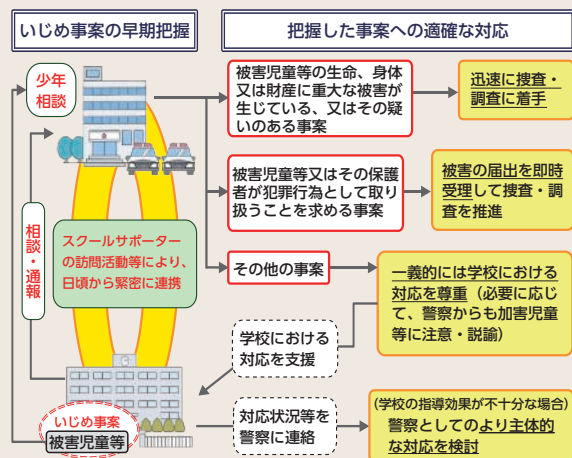
図表2-24 いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移(平成28年～令和2年)



図表2-25 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童等や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

注2：いじめの定義は、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。

(3) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

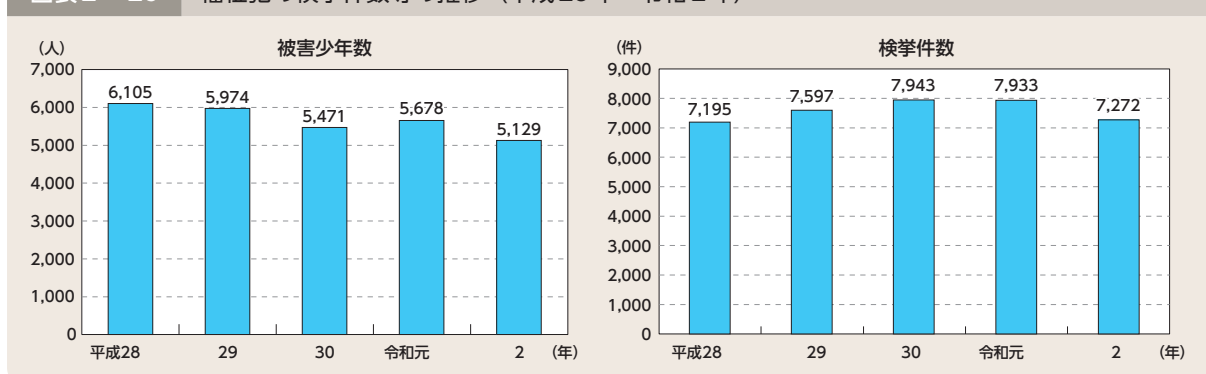
警察では、福祉犯^(注2)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の取締り等少年を取り巻く有害環境対策を推進している。このうち、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害^(注3)に係る対策については、国家公安委員会が政府内における同対策の企画・立案及び関係機関との総合調整の業務を行っており、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議において策定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、政府全体の取組を推進している。

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数及び検挙件数は図表2-26のとおりであり、いずれも令和2年中は前年より減少した。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では、積極的な取締り等の取組を推進している。また、国民からの情報提供、インターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注4)からの通報、街頭補導活動、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めるとともに、情報の分析、積極的な取締り等を推進している。

図表2-26 福祉犯の検挙件数等の推移（平成28年～令和2年）



ア 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、令和2年中の検挙件数は2,757件、検挙人員は1,965人、被害児童数^(注5)は、1,320人で、いずれも前年より減少したが、引き続き高い水準にある。被害態様別でみると、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が約4割を占めた。

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

図表2-27 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
検挙件数 (件)		2,097	2,413	3,097	3,059	2,757
検挙人員 (人)		1,531	1,703	2,315	2,116	1,965
被害児童数 (人)		1,313	1,216	1,276	1,559	1,320

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）

4：22頁参照（特集2）

5：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童数

CASE

無職の男（33）は、平成31年2月、ホテルにおいて女兒（12）と性交を行い、その様子を不特定又は多数の者に提供する目的でデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを製造した。令和2年9月、同男を強制性交等罪及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）で逮捕した（神奈川）。

CASE

アルバイトの男（27）は、平成28年7月から平成30年9月にかけて、複数回にわたり、不特定又は多数の者に対し、インターネットを利用して児童ポルノを販売するなどした。令和2年2月までに、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ提供）等で検挙した（兵庫）。

イ SNSに起因する事犯

SNSは、インターネットの匿名性や不特定多数の者に対して瞬時に連絡を取ることができる特性から、児童買春等の違法行為の「場」となっている状況がうかがえる。また、令和2年中、SNSに起因して犯罪被害に遭った児童の数は、1,819人と前年からは減少したものの、平成25年以降増加傾向にある。フィルタリング^(注)の利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が被害時にフィルタリングを利用していなかったことも明らかになった。

このような状況を踏まえ、警察では、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進等の取組を推進している。

また、SNS事業者に対し検挙事例等に関する情報を提供するなど、事業者による自発的な被害防止対策の実施を促進している。

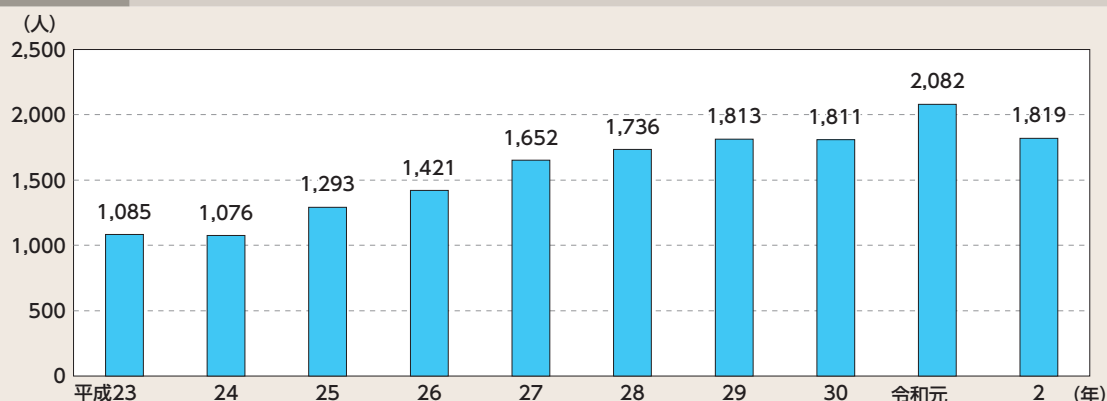


広報啓発用リーフレット

第2章

生活安全の確保と犯罪捜査活動

図表2-28 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（平成23年～令和2年）



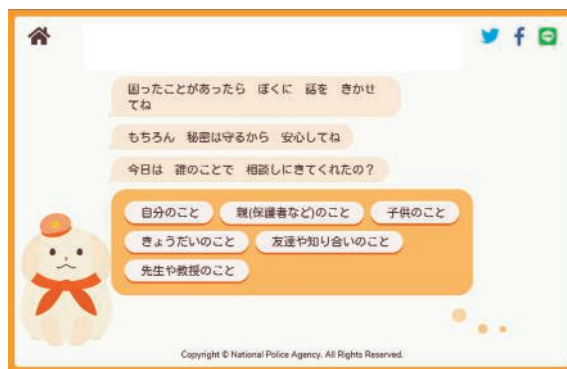
注：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス

子供の性被害については、加害者との関係性等から被害を他人に知られたくないという意識が働くなどの理由により、被害が潜在化する蓋然性が高い。

このため、警察では、被害者等のニーズや相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったりに相談窓口」^(注1)を構築し、警察庁ウェブサイトに掲載するほか、性被害に気づきにくい低年齢の子供を対象としたリーフレットを作成するなど、被害者等が相談しやすい環境の整備を推進している。



ぴったりに相談窓口のトップページ



相談中の画面表示イメージ

② 少年を取り巻く有害環境への対策

近年、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業として、JKビジネスと呼ばれる営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は変容している。警察では、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している児童等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

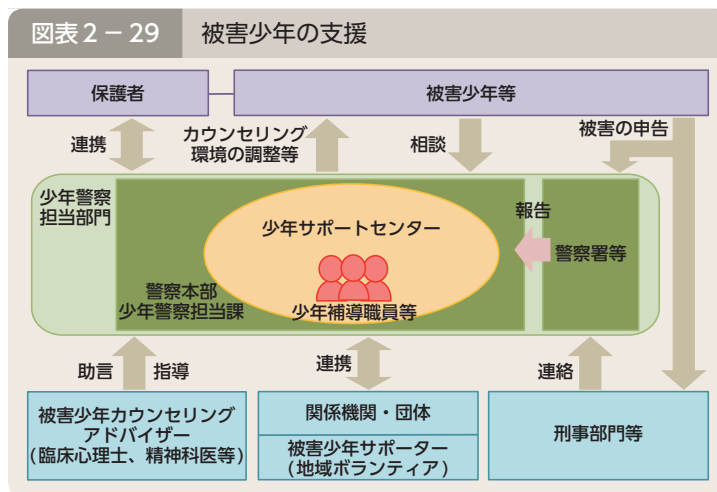
また、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境対策を推進している。



スクールサポーター等によるコンビニ巡回

(4) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員^(注2)を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。



注1 : <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>



2 : 特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。令和3年4月1日現在、全国に880人の少年補導職員が配置されている。

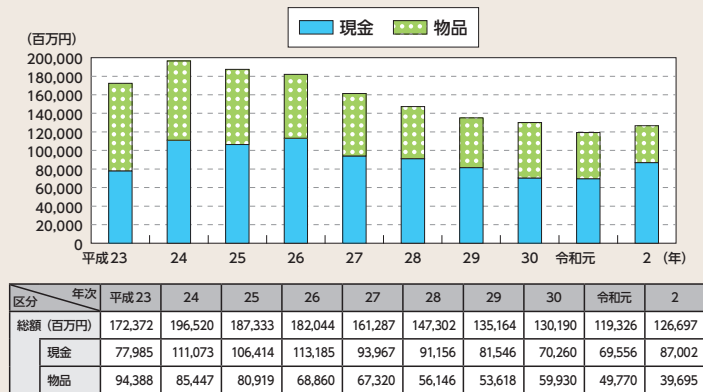
4 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯^(注)の被害額の罪種別状況

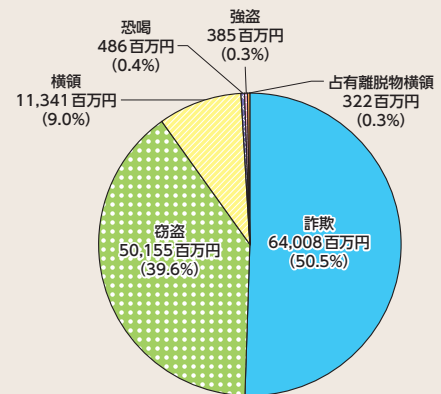
財産犯の被害額の推移は、図表2-30のとおりであり、その被害総額は平成14年以降、減少傾向にある。

令和2年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-31のとおりである。

図表2-30 財産犯の被害額の推移（平成23年～令和2年）



図表2-31 財産犯の被害額の罪種別状況（令和2年）



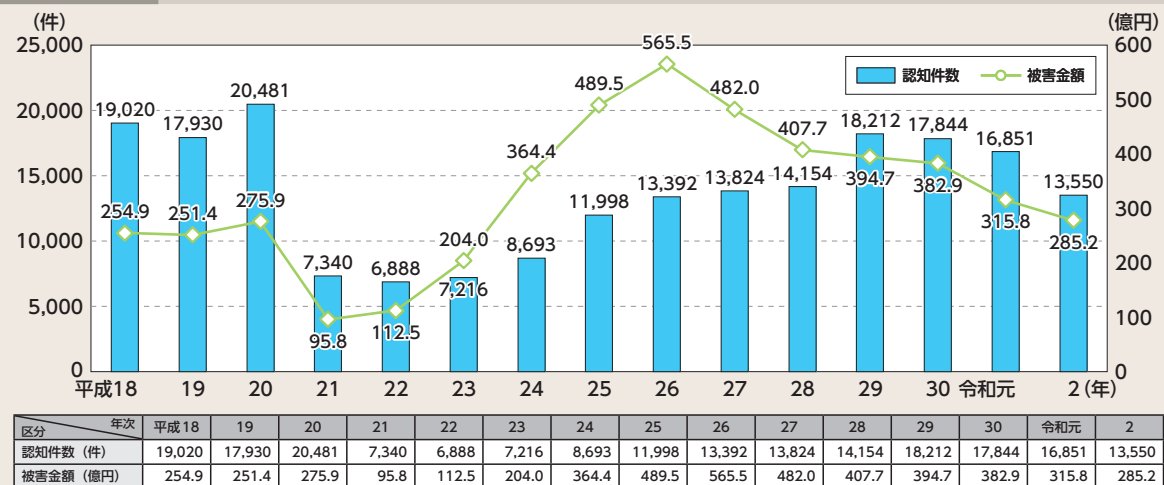
(2) 特殊詐欺への対策

① 特殊詐欺の情勢等

令和2年中の特殊詐欺の認知件数と被害額は、いずれも前年より減少したものの、高齢者を中心に多額の被害が生じており、依然として高い水準にある。

最近では、電話でだまされた被害者の自宅を訪れた「受け子」が、被害者からキャッシュカードの交付を受けたり隙を見て別のカードにすり替えて窃取したりする手口のキャッシュカードを狙った特殊詐欺が目立ち、令和2年中の被害全体の約5割を占めている。

図表2-32 特殊詐欺の認知件数・被害額の推移（平成18年～令和2年）



注：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

② オレオレ詐欺等対策プランに基づく各種対策の推進

令和元年6月に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として「オレオレ詐欺等対策プラン」が決定され、これに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、各府省庁において施策を推進していくこととされた。警察では、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した各種被害防止対策、特殊詐欺に悪用される電話への対策^(注1)等の犯行ツール対策及び効果的な取締り等を推進している。

memo

「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム (略称：SOS47) による広報啓発活動

平成30年9月に発足したプロジェクトチームでは、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子供・孫世代への働き掛けを強化し、家族間で平素から連絡を取り合うことなどにより、家族・地域全体の力で被害を防止することを目指している。

令和2年には新たなメンバーを加え、全国各地における広報イベントや各種メディアを通じて被害防止に向けたメッセージを継続的に発信している。



SOS47の活動状況

(3) 侵入窃盗対策

侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-33のとおりである。侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあり、同年から令和2年にかけて、29万4,201件(87.0%)減少した。

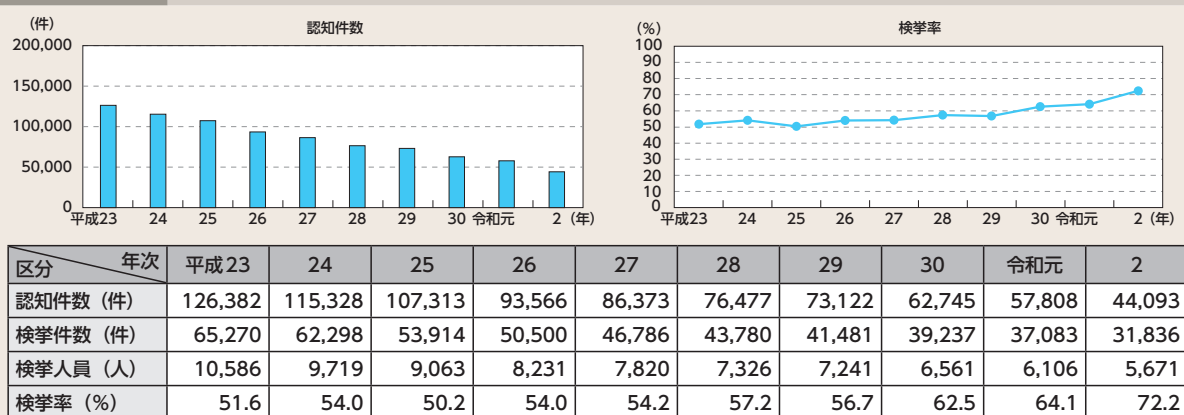
警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、平成16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には令和3年3月末現在で17種類3,434品目が掲載されている。また、警察庁のウェブサイト「住まいの防犯110番」^(注)を開設し、侵入犯罪対策の広報啓発を推進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標準でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの

図表2-33 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成23年～令和2年)



注1：111頁参照

2：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>

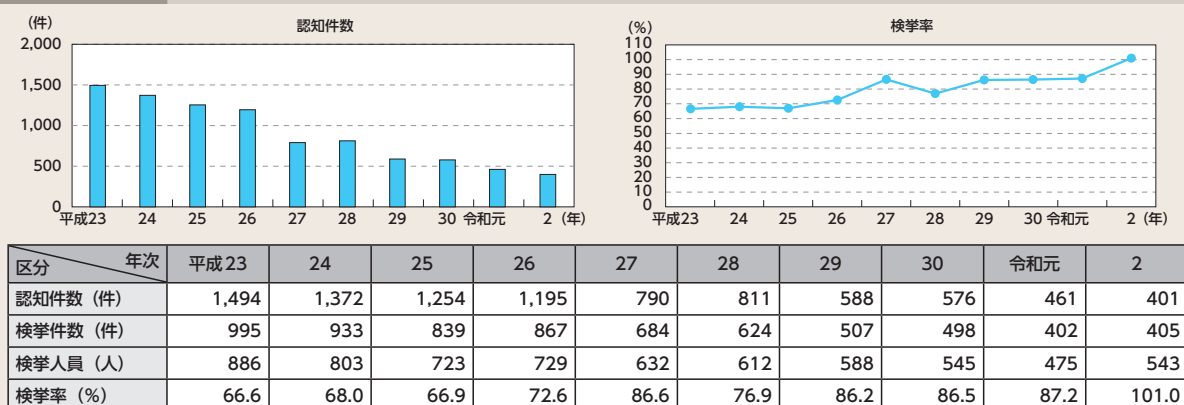


(4) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-34のとおりである。侵入強盗の認知件数は、ピーク時である平成15年（2,865件）以降減少傾向にあり、同年から令和2年にかけて、2,464件（86.0%）減少した。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-34 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



(5) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-35のとおりである。

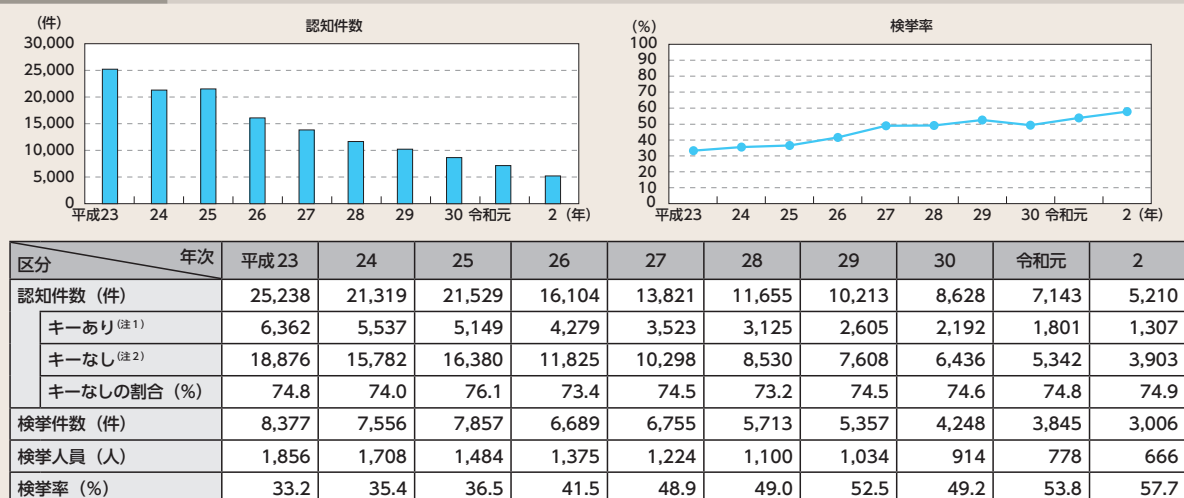
警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（平成14年1月策定、令和元年12月改定）に基づき、イモビライザ^{（注）}等の盗難防止装置やナンバープレート盗難防止ネジ等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

こうした取組もあり、ピーク時である平成15年（6万4,223件）以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にある。



自動車盗難防止の広報ポスター

図表2-35 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



注1：エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていて被害に遭ったもの
 注2：「キーあり」以外のもの

注：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

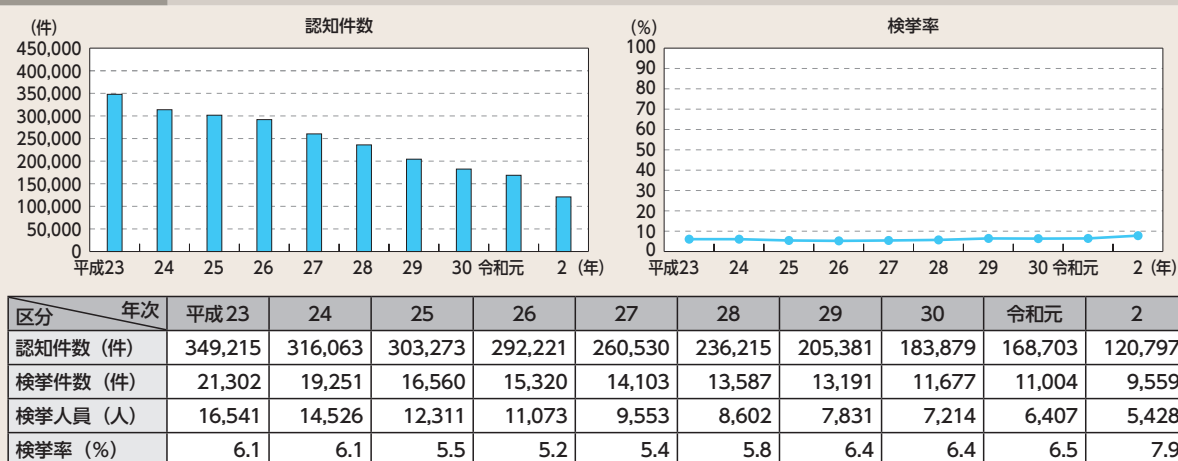
(6) 自転車盗対策

自転車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-36のとおりである。

警察庁の要請を踏まえ、平成12年以降、業界団体において、不正開錠に強い錠の普及が促進されたことなどから、平成14年以降自転車盗の認知件数は減少傾向にある。

警察では、引き続き関係機関・団体等と連携し、自転車の利用者に対して施錠の励行や防犯登録の呼び掛けを行うなど、自転車の盗難防止及び被害回復に向けた取組を推進している。

図表2-36 自転車盗の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

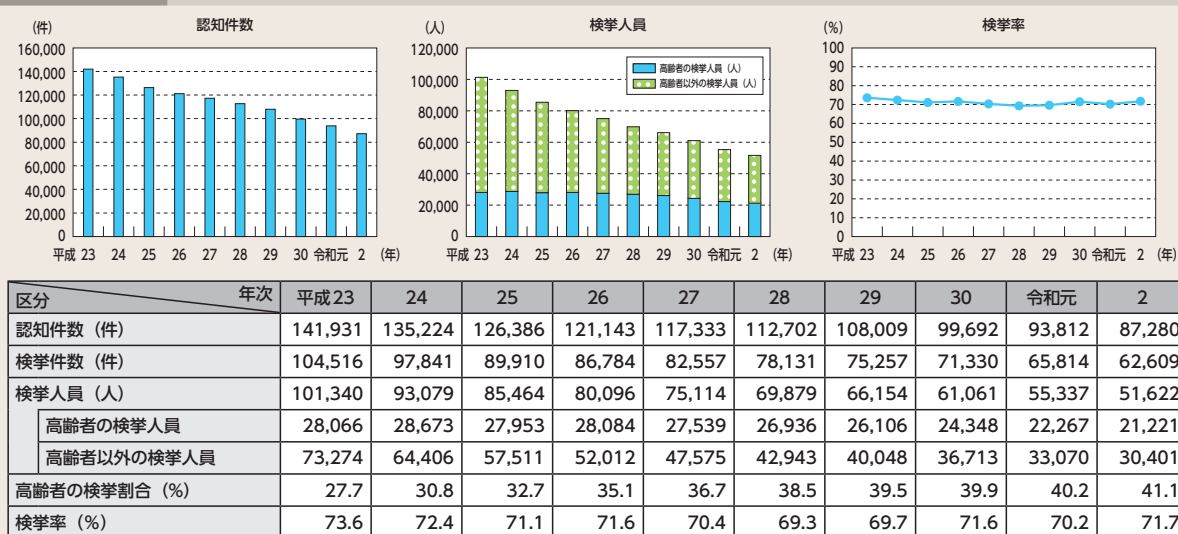


(7) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2-37のとおりである。万引きの認知件数は平成22年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、令和2年中は14.2%に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の高齢者の割合は上昇傾向にあり、令和2年中は41.1%であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表2-37 万引きの認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



(8) ひったくり対策

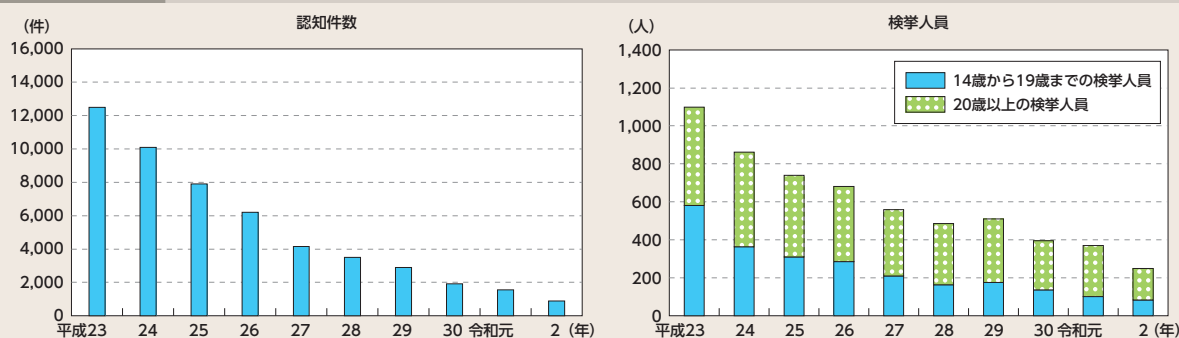
ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2-38のとおりである。

ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに18年連続で減少しており、令和2年中は877件と、ピーク時の60分の1以下にまで減少した。

また、ピーク時の平成14年中にひったくりの検挙人員全体の69.3%を占めていた14歳から19歳までの検挙人員が大きく減少している（ひったくりの検挙人員全体の減少数への寄与率^(注1)は、72.3%）。これらの要因を一概に断定することは困難であるが、街頭防犯カメラの設置や街頭防犯活動等、官民一体となった取組が効果を上げていることや、少年の人口が減少していることなどが考えられる。

一方で、身近な場所で発生する犯罪であるひったくりは、依然として国民に不安を与えている^(注2)ことから、警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について広報啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2-38 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
認知件数（件）		12,493	10,097	7,909	6,201	4,142	3,493	2,894	1,920	1,553	877
検挙件数（件）		6,327	4,647	4,186	3,684	2,405	1,286	1,860	1,457	950	712
検挙人員（人）		1,098	861	740	680	559	485	509	395	370	248
	14歳から19歳までの検挙人員	580	363	309	286	210	162	176	135	100	83
	20歳以上の検挙人員	518	498	431	394	349	323	333	260	270	165
14歳から19歳までの検挙割合（%）		52.8	42.2	41.8	42.1	37.6	33.4	34.6	34.2	27.0	33.5
検挙率（%）		50.6	46.0	52.9	59.4	58.1	36.8	64.3	75.9	61.2	81.2

(9) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注3)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-39のとおりである。令和2年中は、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯^(注4)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要するケースが多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供等を推進しており、令和2年中は同事犯に関する情報提供を193件実施した。

図表2-39 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）		35	41	37	40	37	24	43	41	41	38
検挙人員（人）		184	196	189	227	116	87	115	123	176	130

注1：データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

2：内閣府が平成29年に実施した「治安に関する世論調査」(<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chian.pdf>)によれば、「あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何ですか」との問い（複数回答）に対して、「すり、ひったくりなどの携行品を盗む犯罪」と答えた者は45.4%であり、ひったくりに不安を覚えている国民が少なくないことが分かる。

3：出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。

4：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

図表 2-40 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和2年）

類型	検挙事件数 (事件)	検挙人員 (人)	検挙法人 (法人)	被害人員等 (人)	被害額等
合計	38	130	3	59,514	4,488億6,802万円
未公開株に関連した事犯	3	10	0	583	21億円
公社債に関連した事犯	2	4	1	597	37億5,000万円
集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯	16	39	0	1,836	119億1,684万円
デリバティブ取引に関連した事犯	6	17	0	1,099	5億6,820万円
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0
上記以外の預り金に関連した事犯	7	27	1	45,452	2,212億6,524万円
その他の事犯	4	33	1	9,947	2,092億6,772万円

注：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

加工食品製造販売等会社の代表取締役の男（84）らは、平成12年3月頃から平成30年8月頃にかけて、顧客らに対し、同社へ出資すれば年利8%の利息が付き、契約期間5年で元金は全額返済する旨の虚偽の事実を記載したパンフレットを送付して、その旨誤信させるなどして、全国の延べ約4万4,000人から約2,190億円をだまし取るなどした。令和2年5月までに、同男ら9人を組織的犯罪処罰法違反（組織的詐欺）等で検挙した（警視庁）。

② 特定商取引等事犯^(注)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-41のとおりである。令和2年中の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても、被害者自身で解決しようとして警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表 2-41 特定商取引事犯の検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）		161	124	172	173	155	131	164	120	132	132
検挙人員（人）		314	259	418	330	250	264	274	227	230	204

図表 2-42 特定商取引事犯の類型別検挙状況（令和2年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員（人）	被害額等
合計	132	204	24	15,447	219億1,214万円
訪問販売	124	190	21	15,286	219億160万円
電話勧誘販売	1	1	1	145	740万円
連鎖販売取引	0	0	0	0	0円
訪問購入	5	9	0	13	271万円
その他	2	4	2	3	41万円

注：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

CASE

建設業を営む男（27）らは、平成30年8月から令和元年8月にかけて、インターネット上で電気工事を希望する顧客と電気工事業者を引き合わせるウェブサイトを経営する会社から紹介された者の自宅を訪問して、漏電していないにもかかわらず、「コンセント部分が漏電しており、ブレーカーも交換しなければならない。このままだと火事になる」などと虚偽の内容を告げて、電気工事代金名目で28万円をだまし取るなどした。令和2年7月までに、同男ら4人を詐欺罪等で検挙した（大阪）。

注：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝に係る事犯

(10) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-43のとおりであり、令和2年中は、前年より減少した。

図表2-43 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
合計(枚)		1,536	1,950	966	2,235	1,208	2,730	839	1,698	2,887	2,693
一万円券		1,157	1,457	587	1,581	793	2,637	713	1,523	2,836	2,643
五千円券		85	109	74	108	33	24	28	29	14	3
二千円券		3	4	2	1	16	2	0	0	3	2
千円券		291	380	303	545	366	67	98	146	34	45

② 特徴的傾向と対策

近年は、高性能のプリンタ等で印刷された偽造日本銀行券が多数発見されているほか、精巧に偽造された日本銀行券が海外から日本国内へ大量に持ち込まれる事案が発生している。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

CASE

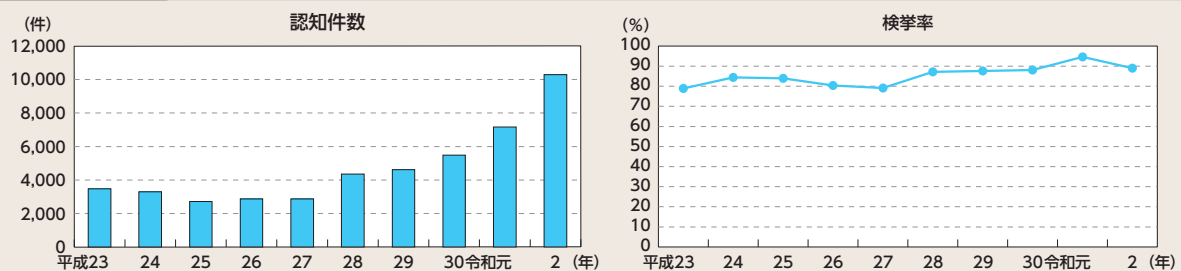
無職の男（20）らは、令和2年2月から同年3月にかけて、大阪府内に所在する同男の自宅において、カラープリンタ等を使用して一万円券を偽造した上、同月、同府内のたばこ店等において、商品購入代金の支払として偽造一万円券を手渡し、行使した。同年5月までに、同男ら4人を偽造通貨行使罪で逮捕（同年6月、通貨偽造・同行使罪に訴因変更）した（大阪）。

(11) カード犯罪^(注2)対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は、図表2-44のとおりである。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失等の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-44 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
認知件数 (件)		3,471	3,288	2,716	2,865	2,866	4,358	4,622	5,488	7,160	10,286
検挙件数 (件)		2,739	2,776	2,279	2,304	2,268	3,800	4,049	4,837	6,775	9,157
検挙人員 (人)		413	448	359	445	478	632	715	696	585	578
検挙率 (%)		78.9	84.4	83.9	80.4	79.1	87.2	87.6	88.1	94.6	89.0

注1：届出等により警察が押収した枚数

2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(12) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-45のとおりであり、無登録・高金利事犯^(注)の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にある。また、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯（ヤミ金融関連事犯）についても前年より減少している。

なお、無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非対面で敢行されるものについては、令和2年中は、検挙事件数の22.6%、検挙人員の32.0%を占めている。また、令和2年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した事犯の割合は、25.5%であった。

警察では、ヤミ金融に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約に関する事業者への要請等の総合的な対策を行っており、令和2年中の金融機関への情報提供件数は1万203件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は1,278件であった。

図表2-45 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

区分 \ 年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）	366	325	341	422	442	528	743	718	639	592
無登録・高金利事犯	254	190	168	151	140	139	135	130	118	106
ヤミ金融関連事犯	112	135	173	271	302	389	608	588	521	486
検挙人員（人）	666	470	523	558	608	662	881	814	724	701
無登録・高金利事犯	539	315	337	258	267	257	236	207	191	197
ヤミ金融関連事犯	127	155	186	300	341	405	645	607	533	504

CASE

「給与ファクタリング」と称して無登録で貸金業を営む男（40）らは、令和元年11月頃から令和2年6月頃にかけて、インターネット広告により顧客を勧誘し、融資を申し込んできた顧客約2,900人に対し、法定利息の約31倍から約81倍で金銭を貸し付け、約2億1,000万円の元利息を受領した。令和3年1月までに、同男ら11人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（大阪）。

CASE

会員の男（28）は、令和元年6月から同年11月にかけて、SNS上で、「個人融資」などと掲載して顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約20人に対し、法定利息の約121倍から約246倍で金銭を貸し付け、約190万円の元利息を受領した。令和2年2月、同男を貸金業法違反（無登録営業）等で逮捕した（神奈川）。

注：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

(13) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移は、図表2-46のとおりである。偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加をはじめ、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-46 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28		29		30		令和元		2	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		594	730	515	658	514	626	516	605	441	523
商標法違反（偽ブランド事犯等）		304	381	302	375	309	364	316	378	280	326
著作権法違反（海賊版事犯等）		238	267	172	207	169	205	141	161	112	123
その他		52	82	41	76	36	57	59	66	49	74

図表2-47 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
総数（点）		168,303	88,846	74,059	84,396	70,949	374,201	35,133	59,919	78,563	58,686
中国		159,276	73,511	63,373	57,221	58,667	60,087	26,926	48,812	72,239	35,501
タイ		394	0	41	215	83	1,592	3,648	34	1,731	4,019
韓国		7,228	15,230	10,425	26,461	12,098	312,278	2,937	8,788	1,062	2,527
香港		62	61	22	472	0	0	236	3	2,028	9,599
その他		1,343	44	198	27	101	244	1,386	2,282	1,503	7,040

CASE

会社員の男（24）らは、令和元年11月、登録商標と類似する商標を金地金16個に金型で刻印して付した。令和2年9月、同男ら5人を商標法違反（類似する商標の使用）で逮捕した（千葉）。

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、令和2年中、22事件38人を検挙した。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を推進している。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項及び第3項に係る事犯

5 構造的な不正事案への対策

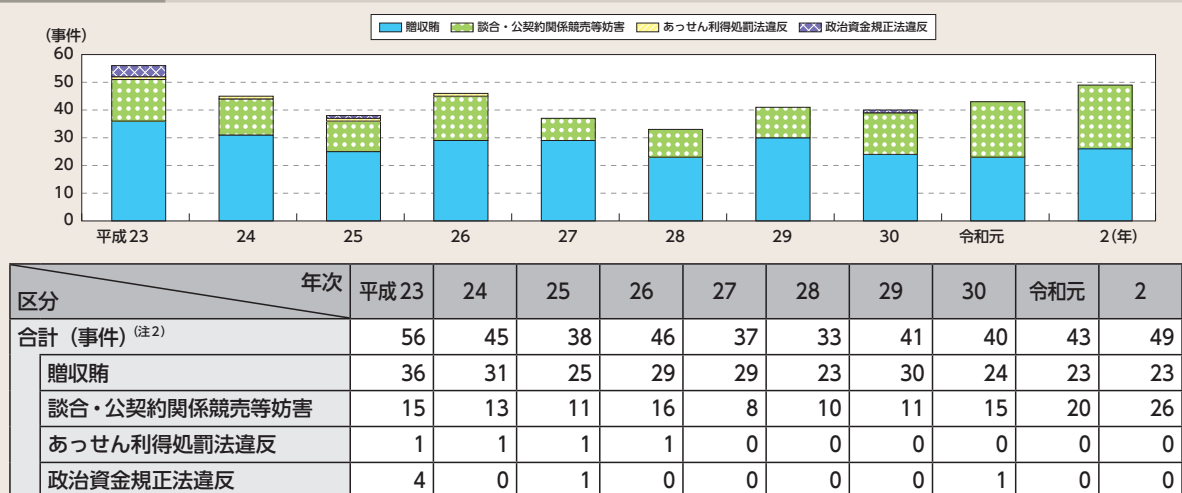
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図表2-48 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移（平成23年～令和2年）



注1：公職選挙法違反事件を除く。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

CASE

奈半利町の地域振興課課長補佐の男（41）は、平成28年3月から令和元年7月にかけて、食肉加工及び卸売等を行う精肉店の代表者から、ふるさと納税制度に関して、同町への寄附者に送付する返礼品の加工・梱包作業等の委託先として同店を指定して継続的な売上げを計上させるなど、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼等として、複数回にわたり、現金合計約9,377万円を収受した。令和2年6月までに、同男を収賄罪等で逮捕した（高知）。

CASE

元府中市議会議員の男（73）は、令和元年8月、一般土木工事の設計、施工等を営む会社の代表取締役から、東京都府中市が執行した公園拡張整備工事の公募型指名競争入札に関して、秘密事項である同工事の最低制限価格等を同市職員から聞き出してもらいたいとの請託を受け、同市職員に同価格等を自己に教示するよう申し入れて職務上不正な行為をさせるようにあっせんし、同年11月、あっせんをしたことの謝礼として、現金100万円を収受した。令和2年8月、同男をあっせん収賄罪で逮捕した（警視庁）。

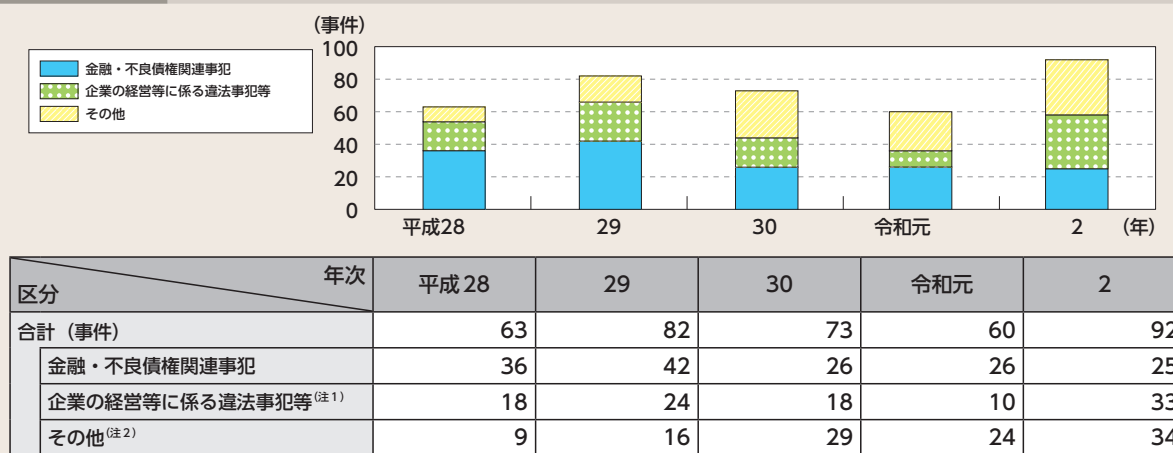
(2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事犯のほか、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、国及び地方公共団体の補助金の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、弁護士、税理士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表2-49 経済をめぐる不正事犯の検挙事件数の推移（平成28年～令和2年）



注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯

注2：金融・不良債権関連事犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪

CASE

不動産会社の実質的経営者の男（37）らは、平成29年8月から令和元年5月にかけて、不動産取引費用等の名目で現金をだまし取ろうと考え、「保養所建設予定の法人から依頼があったので、土地を売ってほしい。買い取るに当たって保証金や税金対策費用の支払が必要になる」などと虚偽の内容の話を持ち掛け、土地所有者ら16人から合計約7,064万円をだまし取った。令和2年2月、同男ら6人を詐欺罪で逮捕した（京都）。

CASE

医療法人の理事の女（63）は、自己の用途又は同女が常務理事を務めていた別医療法人の用途に費消する目的で、平成28年4月から平成29年7月にかけて、34回にわたり、同医療法人のため預かり保管中の現金を同女名義等の預金口座に入金させ、合計約6億9,748万円を横領した。令和2年11月、同女を業務上横領罪で逮捕した（警視庁）。

CASE

道路の維持管理業務及び清掃業務の受託等を目的とする会社の代表取締役の男（66）は、自己の利益を図る目的で、同社のため誠実に職務を遂行すべき任務に背き、同社名義の預金口座への振入金により受領すべき同社が請け負った道路清掃業務の代金等として、平成29年4月から平成31年3月にかけて、複数回にわたり、現金2,258万円及び小切手29通（額面合計約9,870万円）を受領し、同社に財産上の損害を加えた。令和2年3月、同男を会社法違反（特別背任）で逮捕した（兵庫）。

6 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-50のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を広告・販売するなどの医薬品医療機器等法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

図表2-50 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28		29		30		令和元		2	
		事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)	事件数 (事件)	人員 (人)
合計		394	518	366	474	345	448	281	400	280	348
薬事関係事犯		66	101	66	92	68	123	48	113	63	106
医事関係事犯		53	102	55	107	31	51	24	53	27	37
公衆衛生関係事犯		275	315	245	275	246	274	209	234	190	205

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-51のとおりであり、令和2年中は、原産地以外の米を混ぜた精米を単一原料米等と表記して納品するなど、原産地を偽装した事犯等がみられた。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-51 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）		39	41	40	37	31	32	26	26	30	14
食品衛生関係事犯		27	21	26	20	22	21	21	21	19	10
食品の産地等偽装表示事犯		12	20	14	17	9	11	5	5	11	4
検挙人員（人）		76	73	80	77	61	62	38	51	36	28
食品衛生関係事犯		39	22	44	28	29	42	28	32	22	15
食品の産地等偽装表示事犯		37	51	36	49	32	20	10	19	14	13
検挙法人（法人）		13	14	17	17	13	17	6	10	14	4
食品衛生関係事犯		5	3	9	3	6	11	3	5	3	0
食品の産地等偽装表示事犯		8	11	8	14	7	6	3	5	11	4

CASE

米穀卸売販売業等会社の代表取締役の男（57）らは、平成31年1月頃から同年2月頃にかけて、精米の原産地を誤認させる表示をし、また、混合米を特定の銘柄米として取引業者に引き渡した。令和2年2月までに、同男ら7人を不正競争防止法違反（誤認惹起行為）で検挙した（兵庫）。

注1：薬事関係事犯（医薬品医療機器等法違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

7 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を行うとともに、風俗営業業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

図表2-52 風俗営業の営業所数の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
総数（軒）		89,409	87,773	86,360	85,121	82,492
第1号営業（キャバレー、料理店等）		64,528	63,902	63,712	63,423	61,818
第2号営業（低照度飲食店）		69	52	42	41	38
第3号営業（区画飲食店）		2	2	2	2	1
第4号営業		20,268	19,436	18,411	17,633	16,704
まあじゃん屋		9,176	8,736	8,276	7,912	7,597
ばちんこ屋等 ^(注)		10,986	10,596	10,060	9,639	9,035
その他		106	104	75	82	72
第5号営業（ゲームセンター等）		4,542	4,381	4,193	4,022	3,931

注：ばちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少傾向にある。

図表2-53 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
総数（件）		31,892	32,084	31,925	31,956	32,066
店舗型性風俗特殊営業		8,000	7,862	7,718	7,570	7,402
第1号営業（ソープランド等）		1,215	1,217	1,222	1,214	1,207
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		785	780	770	755	723
第3号営業（ストリップ劇場等）		93	100	100	95	98
第4号営業（ラブホテル等）		5,670	5,537	5,417	5,306	5,183
第5号営業（アダルトショップ等）		159	150	136	131	124
第6号営業（出会い系喫茶等）		78	78	73	69	67
無店舗型性風俗特殊営業		21,123	21,398	21,421	21,619	21,837
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		19,856	20,116	20,152	20,319	20,512
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,267	1,282	1,269	1,300	1,325
映像送信型性風俗特殊営業		2,536	2,612	2,584	2,575	2,641
店舗型電話異性紹介営業		81	60	57	50	45
無店舗型電話異性紹介営業		152	152	145	142	141

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年減少傾向にある。

図表2-54 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成28年～令和2年）

年次	平成28	29	30	令和元	2
総数（軒）	274,922	270,793	266,888	264,938	264,359

④ 特定遊興飲食店営業の状況

平成28年に風営適正化法の一部を改正する法律が全面施行されたことにより、深夜に客に遊興と飲酒をさせる特定遊興飲食店営業が、営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能になった。令和2年末現在、特定遊興飲食店営業の許可を受けた営業所数は、418軒である。

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

売春事犯の検挙件数及び検挙人員はいずれも増減を繰り返している。最近では、出会い系サイト^(注)を利用して、売春の周旋をする目的で、人を売春の相手方となるように誘引する事犯や、マッサージ店を仮装して、不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表2-55 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分		平成28		29		30		令和元		2	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		570	443	460	388	427	390	443	399	400	396
街娯型	勧誘等	208	205	220	215	206	202	227	226	222	219
	場所提供	60	90	40	43	49	61	34	42	32	60
	管理売春	3	8	5	7	2	9	2	3	3	19
	資金提供	3	4	1	1	0	0	2	2	1	2
	周旋	160	122	117	117	101	105	113	113	97	86
派遣型		133	11	75	3	65	8	61	10	43	9
その他		3	3	2	2	4	5	4	3	2	1

CASE

ソープランドの統括責任者の男（48）らは、令和2年6月及び8月、同店において、業として、不特定の男性客を相手に女性従業員が売春を行う場所を提供した。同月、同男ら5人を売春防止法違反（場所提供業）で逮捕した（警視庁）。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙件数及び検挙人員は、近年減少傾向にある。

また、わいせつ事犯に関しては、近年、インターネットを利用して、わいせつな行為をしている映像を配信する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯がみられる。

さらに、賭博事犯に関しては、ウェブサイトを利用した賭博事犯がみられるほか、店舗の内外に複数の監視カメラを設置する、見張り役の従業員を常時配置する、身分確認を行って常連客以外の客を排除するなど、警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

図表2-56 風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分		平成28		29		30		令和元		2	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		1883	2022	1752	1849	1610	1747	1409	1524	1022	1195
禁止区域等営業		286	493	266	474	259	490	226	353	174	312
年少者使用		205	236	178	203	138	141	124	125	80	108
客引き・つきまとい等		328	467	268	370	267	358	258	361	155	244
無許可営業		288	406	269	368	252	387	186	281	161	221
構造設備・遊技機無承認変更		49	53	49	52	41	41	39	49	29	31
20歳未満の客への酒類等提供		83	148	90	162	85	143	113	204	90	157
その他		644	219	632	220	568	187	463	151	333	122

図表2-57 わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分		平成28		29		30		令和元		2	
		件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
総数		2,743	2,293	2,557	2,003	2,638	2,118	2,650	2,028	2,671	1,947
公然わいせつ		1,825	1,589	1,723	1,440	1,747	1,504	1,770	1,464	1,784	1,379
わいせつ物頒布等		918	704	834	563	891	614	880	564	887	568

CASE

インターネットカジノ店を複数経営する男（46）らは、令和2年3月、不特定多数の客に対し、各店内に設置したパーソナルコンピュータを使用して、インターネットを利用したゲーム等による賭博をさせていた。同年5月までに、同男ら20人を常習賭博罪で、客11人を単純賭博罪で逮捕し、また、違法な営業であることを知りながら、各店舗物件の賃借名義人となり、同男に使用させるなどした男ら5人を常習賭博助成罪で検挙した（警視庁）。

注：面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供するウェブサイト等

(3) 人身取引事犯等への対策

① 検挙・保護の状況

警察では、平成26年に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介事業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引（性的サービスや労働の強要等）の実態説明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に情報提供や被害申告をするよう呼び掛けるリーフレットを複数の言語で作成し、これをウェブサイトに掲示するとともに、関係機関等を通じて周知するなどの取組を行っている。

令和2年中の人身取引事犯の検挙人員は58人で、このうち風俗店等関係者が8人、仲介事業者が3人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は37人で、その国籍の内訳は、日本（30人）、フィリピン（7人）であった。被害者の性別は、男性5人、女性32人であった。

図表2-58 人身取引事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
検挙人員（人）		46	30	40	39	58
うち仲介事業者		5	3	1	1	3

図表2-59 人身取引事犯の被害者の保護状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
被害者（人）		46	42	25	44	37
うち日本人		25	28	18	34	30

Stop! Human Trafficking!!

性的サービスの強要
労働の強要等は犯罪です

身近にいませんか？

Bahasa Indonesia/Tagalog/
Español/ไทย/한국/
Tiếng Việt/English/简体字/
繁體中文/русский язык

警察庁 HP
National Police Agency
website

地方出入国在留管理局
HP
Regional Immigration
Services Bureau website

企画制作：警察庁

人身取引は
(性的サービスや労働の強要等)

誰でも被害者になりえます！

2019年の日本における 日本人 70% 18歳未満 40%

SNSを利用する若い世代がターゲットに！

どうした状況であらう、すぐに最寄りの警察署などに連絡を！

0120-924-839 政府広報オンライン

人身取引事犯対策の広報ポスター

We help you!

性的サービスの強要
Sexual services
労働の強要
Labor

だます Cheat
おどす Threaten
借金を負わせる Charge debt

・けいざつ
・Police
＼#9110

・地方出入国在留管理局
・Immigration Services
＼0570-013904

・NGO 女性相談窓口
＼03-3368-8855
＼090-8001-4695

あなたの秘密を守ります！
Your privacy is assured!

人身取引事犯の被害者向けリーフレット

CASE

ホストクラブ経営者の男（34）らは、ホストクラブの客であった女性に対し、未払いの飲食代金を返済するよう脅し、令和元年9月から同年11月にかけて、同女を指定したビジネスホテルに居住させた上、売春を強要した。令和2年7月、同男ら3人を売春防止法違反（周旋）で逮捕した（大阪）。

② アダルトビデオ出演強要問題への対策

詐欺・脅迫的な言動によって、アダルトビデオへの出演を強要等される問題に対し、警察では、各都道府県警察で指定されたアダルトビデオ出演強要問題専門官を中核として、各種法令を適用した厳正な取締り、被害防止のための広報啓発、相談体制の充実等を推進している。

（４）銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

令和2年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から8万9,820人が、18万707丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。令和2年中、申請を不許可等とした件数は51件、所持許可を取り消した件数は32件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等の規制に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出るとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表 2－60 猟銃及び空気銃の許可所持者の推移（平成28年～令和2年）

年次	平成28	29	30	令和元	2
許可所持者（人）	96,232	94,726	93,034	92,340	89,820

図表 2－61 猟銃及び空気銃の許可丁数の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
総数（丁）		195,446	192,161	188,554	184,675	180,707
猟銃		171,310	167,868	164,265	160,400	156,698
空気銃		24,136	24,293	24,289	24,275	24,009

図表 2－62 猟銃所持不適格者の排除状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
不許可等（件）		36	44	48	33	51
取消し（件）		56	46	44	52	32

図表 2－63 運搬届出・立入検査の状況（令和2年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	33,296	9,553
特定病原体等関係	7	35
放射性同位元素等関係	1,531	21
核燃料物質等関係	19	15

（５）環境事犯対策

① 廃棄物事犯^{（注１）}

令和２年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表２－６４ 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成２３年～令和２年）

区分	年次	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）		5,700	5,655	5,169	4,909	4,979	5,075	5,109	5,493	5,375	5,759
検挙人員（人）		7,018	6,841	6,241	5,904	5,989	5,999	6,055	6,361	6,165	6,683
検挙法人（法人）		477	443	391	338	369	383	376	329	356	403

CASE

コンクリート製品製造販売等会社の代表取締役の男（47）らは、平成31年1月頃から同年11月頃にかけて、知事の許可を受けずに、267回にわたり、自社の工場で、他の事業者から受け入れた産業廃棄物であるがれき類約467.8立方メートルを不法に処分するなどした。令和２年10月、5法人20人を廃棄物処理法違反（無許可処分業等）で検挙した（千葉）。

② 動物・鳥獣関係事犯^{（注２）}

令和２年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数のうち、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反や希少動物を違法に取引するなどの絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反等が約６割を占めている。また、犬、猫等を殺傷するなど、動物愛護管理法違反も引き続き検挙されている。

図表２－６５ 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成２３年～令和２年）

区分	年次	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙事件数（事件）		638	666	601	518	547	543	615	667	588	620
検挙人員（人）		709	775	653	566	592	616	726	795	685	759
検挙法人（法人）		4	4	5	5	20	8	17	28	35	23

CASE

会社経営の男（52）らは、平成30年6月、生きているコツメカワウソ３頭をポストンバッグに隠匿して、経済産業大臣の承認及び税関長の許可を受けることなく、タイ王国から輸入するなどした。令和２年５月までに、同男ら４人を外為法違反（無承認輸入）等で逮捕した（警視庁）。

（６）探偵業の状況

令和２年中の探偵業法での検挙件数は１件、行政処分件数は23件（営業廃止４件、営業停止０件、指示処分19件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^{（注３）}の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会や認可法人全国調査業協同組合等との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注１：廃棄物処理法違反に係る事犯

注２：動物愛護管理法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

注３：探偵業の届出数（営業所数）は6,379件（令和２年末現在）

第2節

警察捜査のための基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、犯罪を的確に検挙し、良好な治安の維持に資するため、捜査手法や取調べの高度化に向けた各種施策を推進している。また、取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が令和元年（2019年）6月1日に全面施行されたことを受け、更なる証拠の収集方法の適正化及び多様化を図る必要があることも踏まえ、捜査手法、取調べの高度化への取組として以下の施策を推進している。

① 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べをめぐる環境の変化や科学技術の発達等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組を推進しているほか、証人保護プログラム等の新たな捜査手法の導入について検討を行っている。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成しているほか、「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置するなど、取調べの高度化・適正化等に向けた施策を推進している。

(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生の防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどして、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表 2-66 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年（2007年）度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト等で対象となる事件等について広報している^(注1)。

(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、令和2年中は約16万9,000体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)を現場臨場させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実を図っている。

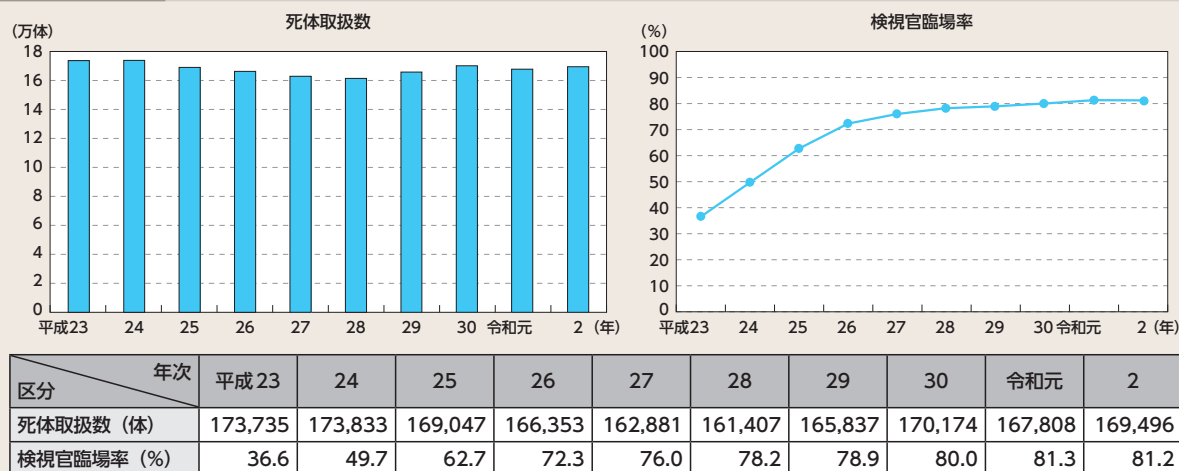
また、体液又は尿中の薬毒物の有無を確認することができる簡易検査キットや、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像等を送信し、検視官によるリアルタイムの確認を可能とする資機材の整備も行っている。

これらの資機材を効果的に活用することに加え、CT、MRI等による死亡時画像診断についても積極的に活用しながら、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。



警察官に対する教育訓練の状況
(死体は模擬)

図表2-67 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成23年～令和2年）



注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>



2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

（５）緻密で適正な捜査の徹底

警察では、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、平成2年5月に栃木県足利市内において発生した少女誘拐殺人死体遺棄事件について、平成22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、取調べ方法の指導・教育を充実させたほか、被疑者の供述と客観証拠、裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど緻密で適正な捜査の一層の徹底を図っている。

さらに、警察捜査における捜査書類及び証拠品の適切な管理に努めている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく取調べ方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校、管区警察学校等において取調べ専科等を実施し、捜査員の取調べ適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、適正な取調べに向けた個々の捜査員の意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。



取調べを想定した教育訓練

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

平成21年4月以降、取調べの一層の適正化に資するため、警察庁及び都道府県警察本部の総務又は警務部門に設置された被疑者取調べの監督業務を担当する所属の職員が、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。

（６）捜査技能の伝承

近年、捜査の現場における世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、各種取組を進めている。

注：平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

① 将来の警察組織を担うにふさわしい刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、証拠資料等に基づく適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



指導状況（警察犬の運用）



指導状況（指掌紋の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を越えて広域的に指導官として活用している。

令和3年4月12日現在、全国警察において、203人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、性犯罪捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野^(注)で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

（7）犯罪インフラ対策の推進

① 犯罪インフラに関する取組

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に関する捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インフラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、関係省庁及び事業者と連携し、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

注：このほか、職務質問、交通鑑識、警衛・警護等の様々な分野において広域技能指導官を活用している。

② 特殊詐欺等に悪用される電話への対策

ア 携帯電話への対策

特殊詐欺等を実行する犯行グループには、自己への捜査を免れるために不正に取得した携帯電話を悪用する実態が認められる。

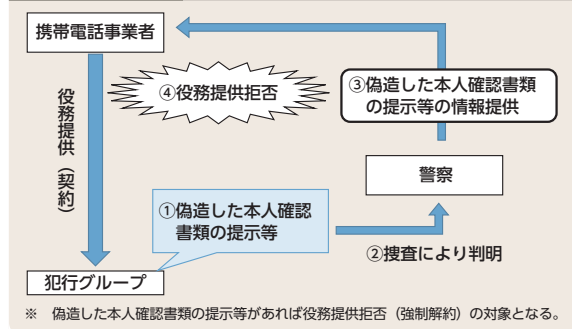
特に近年では、MVNO^(注1)に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約したりする方法により、不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が特殊詐欺等に悪用される事例が目立っている。

また、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないレンタル携帯電話事業者が存在するなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

このような状況に鑑み、警察では、不正に取得された携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者へ情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用される携帯電話への対策を推進している。

図表 2-68

携帯電話事業者における携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



memo

SMS機能付きデータ通信契約時の本人確認実施のための取組

携帯電話不正利用防止法により、携帯電話契約時の本人確認が事業者に義務付けられているところ、これは、携帯音声通信役務を提供する場合に限定されており、SMS機能付きデータ通信契約については、携帯音声通信機能を有さないため、本人確認が義務付けられないこととなっている。

近年、MVNOが本人確認を実施せずに契約したSMS機能付きデータ通信専用SIMカードがサイバー犯罪や特殊詐欺に悪用された事例が確認されていることなどを踏まえ、警察庁では、令和3年1月、総務省と連携して、（一社）テレコムサービス協会MVNO委員会に対し、SMS機能付きデータ通信契約時の確実な本人確認の実施を要請した。同要請を受け、同委員会加盟事業者は、自主的な取組として、SMS機能付きデータ通信契約時の本人確認を実施することを申し合わせた。

イ 固定電話番号への対策

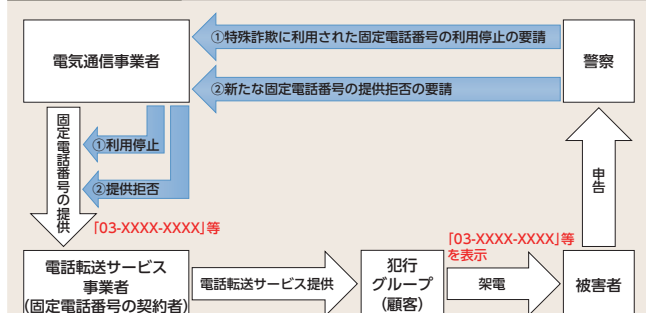
特殊詐欺の犯行では、電話転送の仕組み^(注2)を悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて架電したり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりする手法が多用されている。

このような状況に鑑み、警察では、犯行に利用された固定電話番号を、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者が利用停止するほか、複数回利用停止要請の対象となった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな電話番号の提供を一定期間行わないなどの対策を、令和元年9月から推進している。

これにより、令和3年3月までに、警察の利用停止要請に基づき、5,340件の利用停止が実施されているなど、犯罪に悪用される固定電話番号への対策を推進している。

図表 2-69

特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の仕組み



注1：18頁参照（特集2）

2：電話転送サービス事業者が電気通信事業者から提供を受けた固定電話番号を顧客に貸し出し、その電話番号に係る通話を顧客やその通話相手の電話番号等に自動的に転送する仕組み

2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

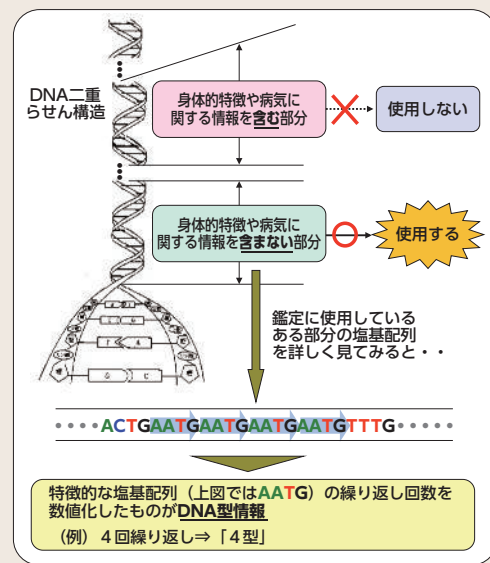
DNA型鑑定の実施件数の推移は、図表2-71のとおりであり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録及び犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査をはじめとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

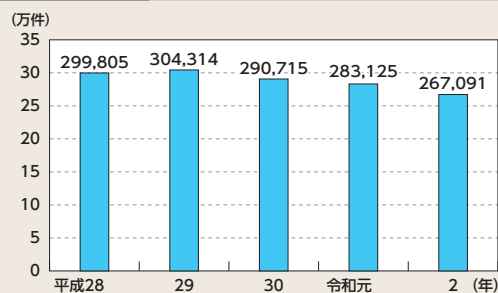
③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、平成26年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、平成27年4月から、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注3)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。

図表2-70 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-71 DNA型鑑定実施件数の推移（平成28年～令和2年）



図表2-72 DNA型データベースの運用状況（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
余罪照会 ^(注1) 一致数（件）		3,576	3,389	2,870	2,594	2,576
遺留照会 ^(注2) 一致数（件）		2,506	2,904	3,146	2,556	2,619

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

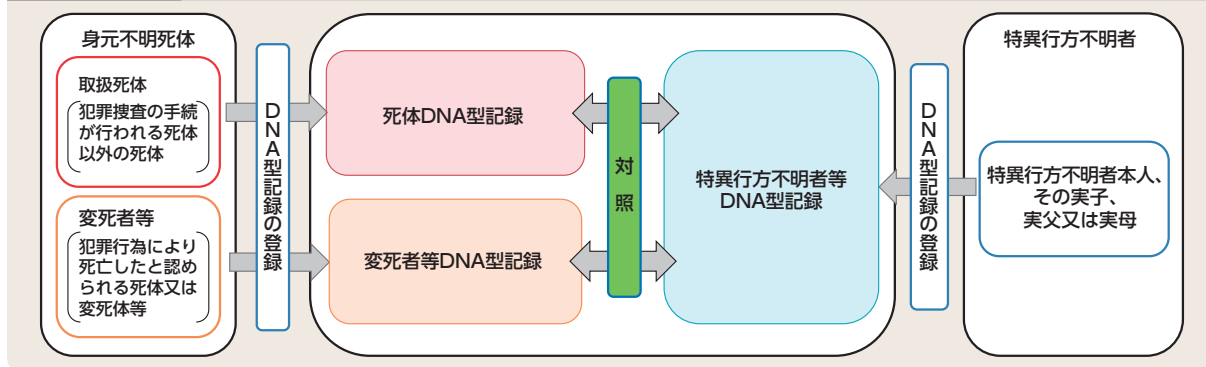
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

注3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれのある行方不明者

図表 2-73 身元確認のためのDNA型データベースの活用



(2) デジタル・フォレンジック^(注)

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要であることから、警察では、デジタル・フォレンジックを活用している。

図表 2-74 デジタル・フォレンジックの概要

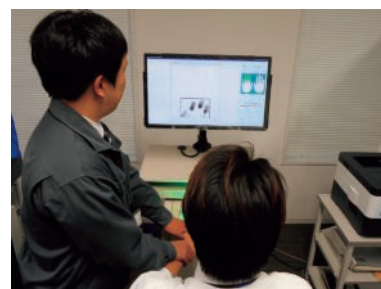


近年、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化する中、最新の技術を有する民間企業や研究機関との技術協力を推進し、技術情報を継続的に収集するとともに、国内外の関係機関・団体等との連携を強化し、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術の蓄積に努めている。

(3) 指掌紋自動識別システム

指掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年（1911年）に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



被疑者の指掌紋の採取状況
(被疑者は模擬)

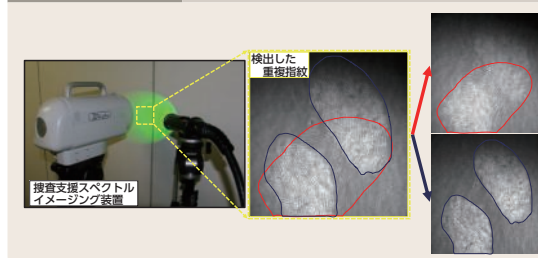
memo

捜査支援スペクトルイメージング装置

捜査支援スペクトルイメージング装置とは、警察庁、兵庫県警察、岐阜県警察、早稲田大学理工学術院等が、平成23年度から研究を行い開発した装置であり、警察では、令和元年から同装置を導入し、運用を開始している。

同装置は、高出力レーザや特殊フィルタと組み合わせることにより、これまで技術的に検出することができなかった物体からも指掌紋を検出することができるほか、重なり合って残されている指掌紋をそれぞれに分離して採取できる性能も有しており、犯行の裏付けのための客観証拠の収集等において今後の活用が期待される。

図表 2-75 捜査支援スペクトルイメージング装置による壁面からの重複指紋検出状況

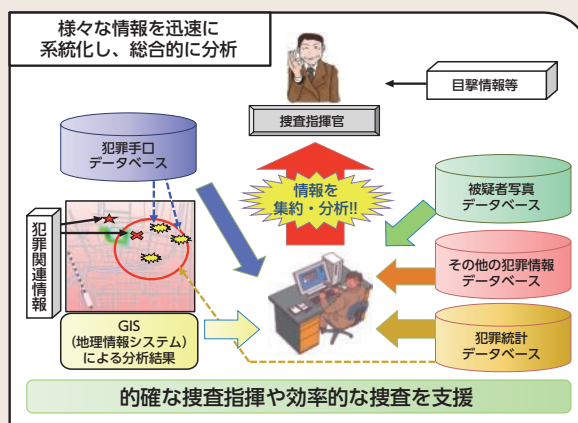


注：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

(4) 情報分析支援システム（CIS－CATS^{（注1）}）

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、情報分析支援システム（CIS－CATS）を運用している。同システムにおいては、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能であり、同システムを活用した的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことで、事件解決に役立てている。

図表2－76 情報分析支援システム



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗をはじめとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

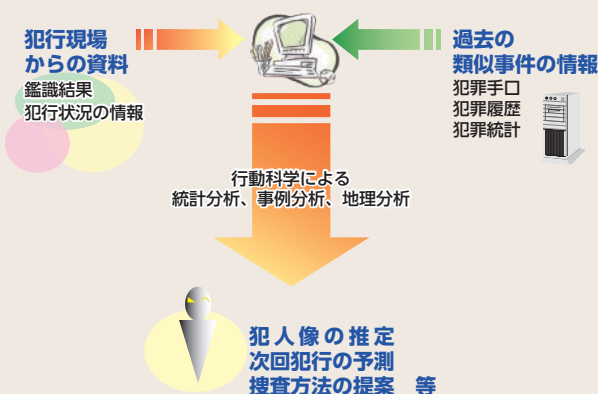
(6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次の犯行の予測を行うものである^{（注2）}。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察の捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員に対し、科学警察研究所による研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表2－77 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool&Systemの略

注2：我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、平成12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、平成18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、平成26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

3 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査

令和元年6月1日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が全面施行された。これにより、取調べの録音・録画制度や合理化・効率化された通信傍受が導入された。警察では、これらの新たな制度へ対応するための取組等を推進している。

(1) 取調べの録音・録画に係る取組

① 取調べの録音・録画制度の運用

令和元年6月1日から開始された取調べの録音・録画制度は、逮捕又は勾留されている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合に、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付けるものである。警察では、これまでの試行により蓄積された経験をいかし、同制度の下での適正かつ効果的な取調べを推進している。

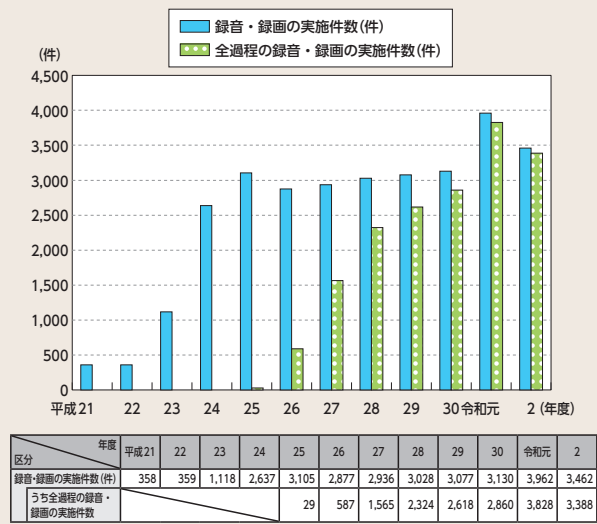
また、逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合^(注1)の取調べにおいても、必要に応じて、録音・録画を実施している。

② 取調べの録音・録画の実施状況

裁判員裁判対象事件等についての取調べの録音・録画の実施状況^(注2)は、図表2-78、精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施状況は、図表2-79のとおりである。

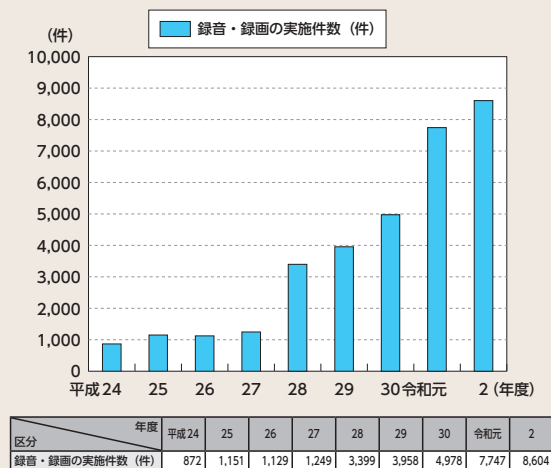
図表2-78

裁判員裁判対象事件等に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移
(平成21年度～令和2年度)



図表2-79

精神に障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数の推移
(平成24年度～令和2年度)



注：平成24年5月に知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行を開始し、平成28年4月からは発達障害、精神障害等を有する被疑者に係る取調べについても試行の対象とすることを明確化した。

注1：被疑者が知的障害、発達障害、精神障害等、広く精神に障害を有する場合

注2：平成21年4月から、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件等についての取調べの録音・録画の試行を開始し、その後は、対象を拡大しつつ、令和元年5月末まで同試行を実施してきた。

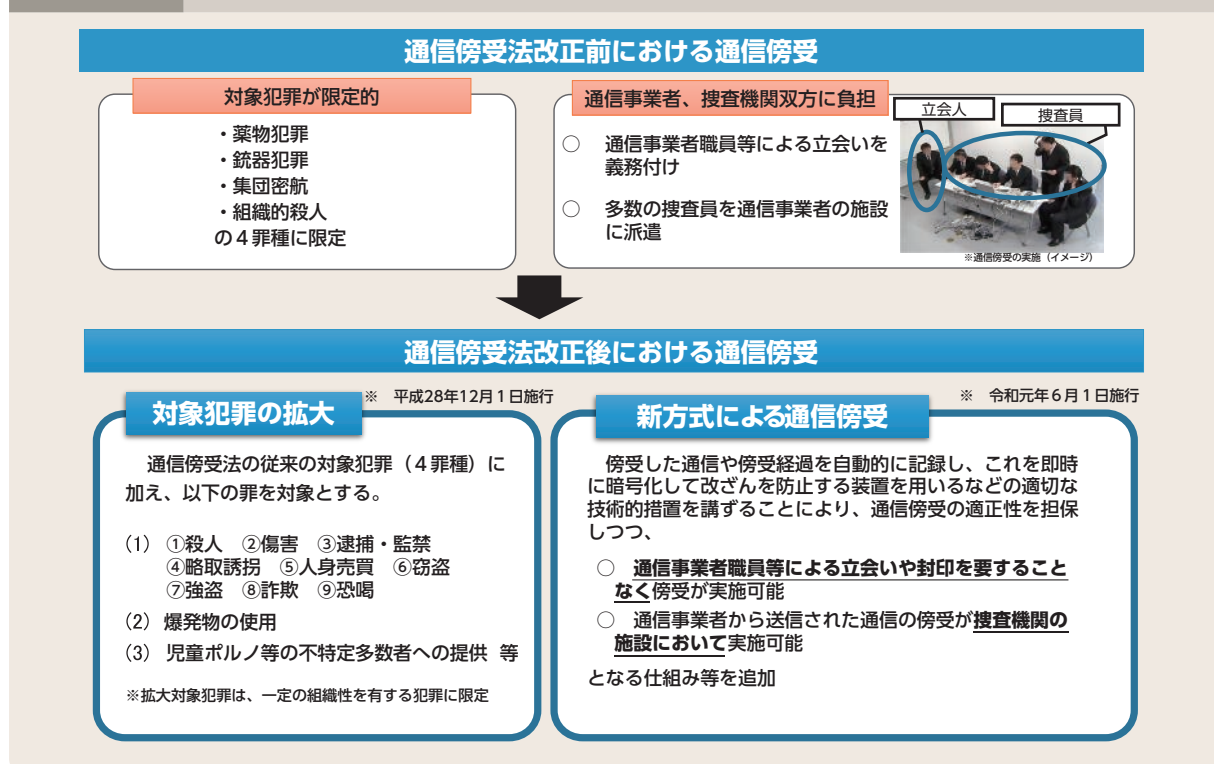
(2) 通信傍受の合理化・効率化

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、通信傍受法も改正され、平成28年12月から、特殊詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事件等の一般国民に重大な脅威を与えている組織犯罪についても通信傍受が活用できることとなっている^(注)。

また、従来は、通信傍受を行う際、通信事業者職員等による立会いが義務付けられていたことに加え、通信事業者の施設において傍受を行うこととされていたため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、令和元年6月1日からは、通信内容の暗号化等の技術的措置を講じることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られている。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、引き続き通信傍受法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

図表2-80 通信傍受法改正後における通信傍受の概要



(3) その他

上記のほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等を内容とする弁護人による援助の充実、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が導入されている。

注：新たに対象犯罪に追加されたのは、殺人、傷害、逮捕・監禁、略取誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等。また、追加された犯罪で通信傍受を実施するためには、従来の実施要件に加え、一定の組織性（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の集合体により行われたと疑うに足りる状況があること）を有することを要する。

第3節

地域住民の安全安心確保のための取組

1 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

令和3年（2021年）4月1日現在、全国に交番は6,253か所、駐在所は6,185か所設置されている。

（1）パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

CASE

鹿児島県警察では、地域住民の安心感の醸成等のため、移動交番車を活用し、県内各地において交通安全指導や防犯指導を行うなど、地域の実情に応じた活動を行っている。



移動交番車を活用した
地域住民への防犯指導

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力の向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

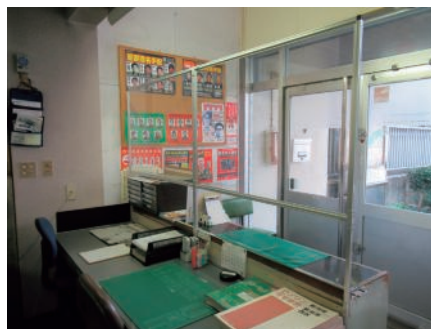
令和2年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は12万7,526人と、警察による刑法犯の総検挙人員の69.8%を占めている。

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。



交番等の安全確保に向けた取組

交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を受け、警察では装備資機材の高機能化、複数勤務体制の推進、実践的な訓練の実施に加え、防犯カメラの設置等、交番等のセキュリティを強化するなど、交番等の安全確保に向けた取組を推進している。



遮蔽板を備えたカウンターの設置

③ 交番相談員の活用

令和3年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、警察業務に関する知識や経験を有する退職警察官である。



交番相談員

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。また、この際、インターホンを活用して非対面で地域住民との面接を実施したり、チラシを活用して短時間で防犯指導を行ったりするなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染リスクを下げるための工夫をしている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

令和3年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

CASE

長野県警察では、高齢者宅に巡回連絡を行う際、防犯についての指導事項等を記載したチラシを活用することで、高齢者に対してきめ細かな防犯指導を行い、高齢者の特殊詐欺や交通事故等の被害を防止するための取組を実施している。



戸別訪問活動

(3) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続が円滑に行えるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応のため通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

③ 外国語対応モデル交番の運用

警察では、外国人の来訪が多い観光地、繁華街・歓楽街、国際空港、大規模ターミナル駅等において、外国語で会話することが可能な職員を配置した外国語対応モデル交番を運用している。

外国語対応モデル交番では、外国語対応が可能であることを明示するなどして、日本語を解さない外国人からの各種届出、地理案内等に主に英語で対応している。



外国語対応モデル交番

(4) 遺失物の取扱い

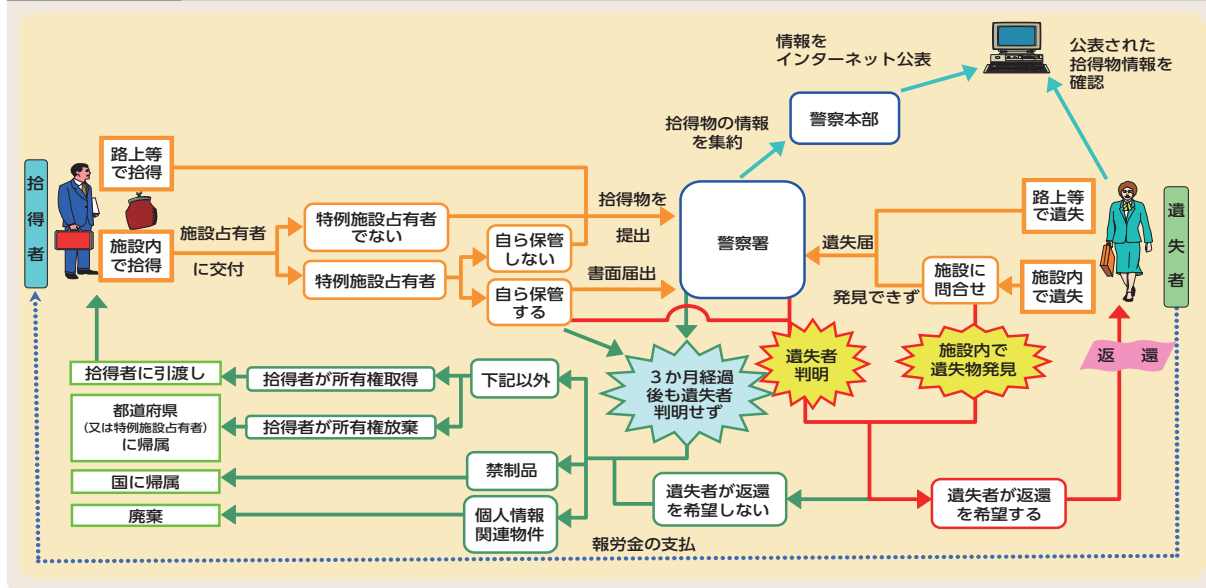
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。令和2年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注)を含め2,271万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約123億円が、物品については約954万点が遺失者に返還されている。

図表2-81 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移
(平成28年(2016年)～令和2年)

年次	区分	平成28	29	30	令和元	2
通貨 (億円)	拾得物	177	186	191	197	177
	遺失届	366	369	368	368	305
物品 (万点)	拾得物	2,796	2,882	2,950	2,975	2,271
	遺失届	1,295	1,294	1,296	1,259	1,013

図表2-82 遺失物の取扱いの流れ



注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

2 事件・事故への即応

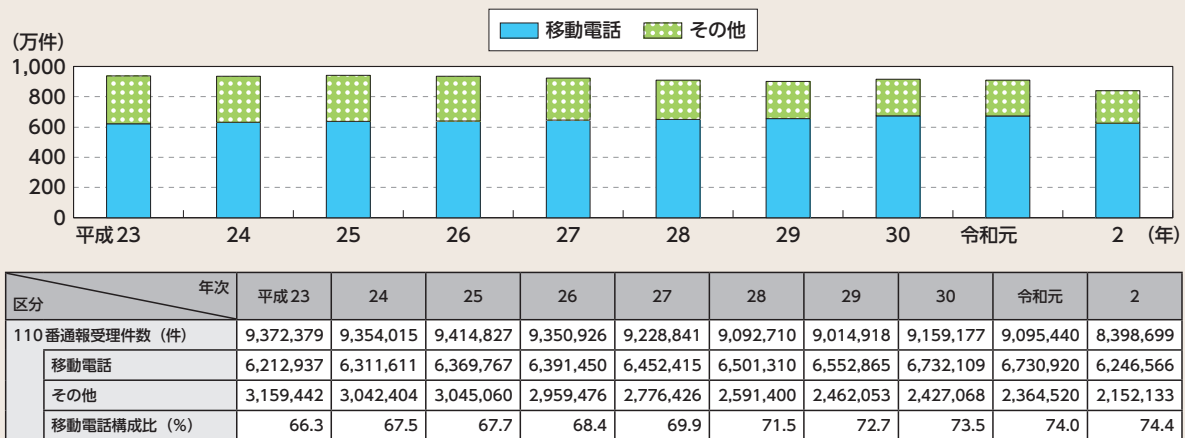
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、初動措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆け付けられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

令和2年中の110番通報受理件数^(注1)は、約840万件であり、約3.8秒に1回、国民約15人に1人から通報を受理したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が74.4%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはためらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#（シャープ）9110」番^(注2)や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-83 110番通報受理件数の推移（平成23年～令和2年）



(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注3)の発令等を行っている。令和2年中の緊急配備の発令件数は、前年と比べ1,277件（21.4%）減少し、4,683件となった。

また、令和2年中に通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注4)の平均は、7分57秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

② PⅢ^(注5)等を活用した初動警察活動

警察では、スマートフォンやタブレット端末といったデータ端末で構成されるPⅢ等を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像・映像、GPSで測位された警察官の位置等の情報を、警察本部、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：123頁参照

3：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

4：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

5：10頁参照（特集1）

図表2-84 PⅢを活用した通信指令の流れ



③ 外国語による110番通報への対応

警察では、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。

④ 聴覚障害者等からの110番通報への対応

警察では、聴覚障害者等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステムを整備し、各都道府県警察において運用している。

(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会の開催、通信指令の知識・技能に関する検定制度の運用、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等による実践的な指導等を通じ、組織的な人材育成に努めている。

② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的な訓練を継続的に実施している。

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、警乗^(注)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

また、警察では、平成30年6月に発生した新幹線車内での殺傷事件を踏まえ、鉄道事業者との連携強化、効果的な警乗の実施、新幹線車内での事案対処能力の強化等の取組を実施している。



駅構内の警戒

(5) パトカーの活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。



パトカー

注：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること

CASE

令和2年4月、パトカーで警ら中に不審車両を発見し、運転手の男（33）に対する職務質問を行って、同男の同意を得た上で同車両内の検索を実施したところ、同車両内に置かれていた袋から覚醒剤49.8グラムや注射器等を発見したことから、同男を覚醒剤取締法違反（所持）で逮捕した（福岡）。

（6）警察用航空機（ヘリコプター）及び警察用船舶の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置^{（注）}等の各種資器材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）及び水難者救助用の各種資器材が装備された警察用船舶を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時における情報収集、被災者の救助等を行っている。



警察用航空機（ヘリコプター）



警察用船舶

CASE

令和2年6月、琵琶湖において、プレジャーボートが悪天候のため転覆した事故が発生したことから、警察用航空機及び警察用船舶が出動し、民間船舶等と協力して、プレジャーボートの全乗員13人を無事救助した（滋賀）。

（7）山岳遭難及び水難に対する警察活動

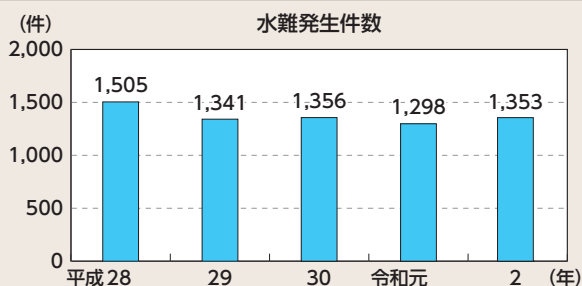
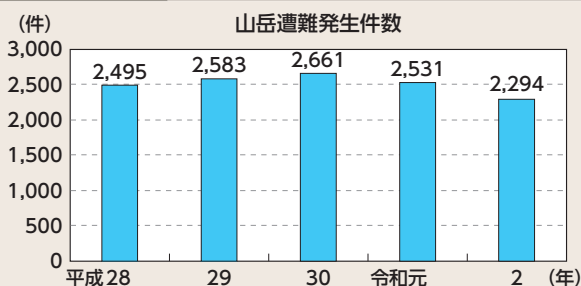
令和2年中の山岳遭難の発生件数は2,294件、遭難者数は2,697人（うち死者・行方不明者は278人）であり、水難の発生件数は1,353件、水難者数は1,547人（うち死者・行方不明者は722人）であった。

警察では、パトロール、広報啓発活動等により遭難の防止を図るとともに、遭難救助訓練や研修会により救助技術の向上を図っているほか、遭難が発生した際には、関係機関・団体等と連携の上、警察用航空機を活用するなどして、遭難者の捜索救助に当たっている。



山岳における訓練状況

図表2-85 山岳遭難及び水難の発生件数の推移（平成28年～令和2年）



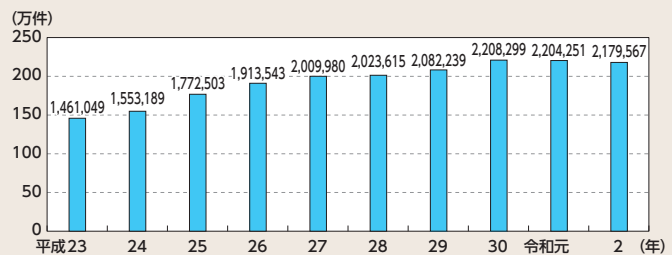
注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

3 相談業務の充実強化

(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移については、図表2-86のとおりである。令和2年中の相談取扱件数は217万9,567件と、前年より2万4,684件(1.1%)減少した。

図表2-86 相談取扱件数の推移(平成23年～令和2年)



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に組織的な対応を行うことができるよう、都道府県警察本部及び各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員を配置し、体制の確保に努めている。

また、都道府県警察本部の総合窓口に全国統一番号の警察相談専用電話(「# (シャープ) 9110」番^(注))を設置し、電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上でも相談を受け付けている。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるものなど緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告して対応するなど、迅速かつ組織的な対応を強化している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

治安に関する多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

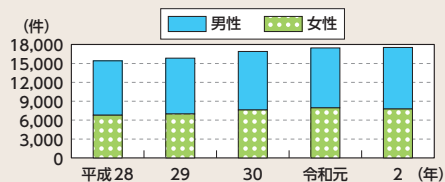
警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

(4) 認知症に係る行方不明者への対策

令和2年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万7,565件であり、統計をとり始めた平成24年以降、増加を続けている。

警察では、認知症に係る行方不明者の早期発見のため、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進している。

図表2-87 認知症に係る行方不明者届受理件数の推移(平成28年～令和2年)



区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
合計(件)		15,432	15,863	16,927	17,479	17,565
男性		8,617	8,851	9,274	9,503	9,749
女性		6,815	7,012	7,653	7,976	7,816

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

1 犯罪防止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全で安心なまちづくり

政府では、安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年（2005年）6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）や、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全で安心なまちづくりを推進している。

イ 安全で安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」（毎年10月11日）の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全で安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

また、警察庁では、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通じて街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

警察では、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR^(注1)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

令和2年(2020年)末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万6,002団体^(注2)であり、その構成員数は247万7,546人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携したATM利用者への注意喚起や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、令和2年末現在、全国で9,813団体、4万4,242台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注3)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。



青色回転灯装備車

CASE

京都府警察では、公益社団法人京都府防犯協会連合会との共催により、防犯推進委員、少年補導委員、自治会代表者、民生委員、学生防犯ボランティア、自治体職員等を対象に、自主防犯活動に対する活動支援や地域と世代を超えた防犯ボランティア間の相互交流・連携等を目的とした「京都防犯ボランティアフォーラム」を令和2年2月に開催した。



京都防犯ボランティアフォーラム

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、自主防犯活動の更なる活性化を図るため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供している。

注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

注2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

注3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>



(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンション、駐車場等を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場等として登録又は認定する制度の普及を図っており、令和3年3月末現在、防犯優良マンション制度は25都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、令和3年3月末現在、31都道府県で2,150台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全で安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者に提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

CASE ▶

大阪府警察は、犯罪の起きにくいまちづくり推進の一環として、鉄道の新駅設置や駅前広場等の整備の機会を捉え、地方公共団体や鉄道事業者に対して、事業の計画や設計の段階から防犯環境の整備に関する働き掛けを行っている。その結果、設計の段階から防犯カメラ等の設置が設計図に盛り込まれ、駅前広場等や自由通路への防犯カメラ等の設置がなされるなど、防犯環境の整備が進められている。



駅前広場への防犯カメラ等の設置状況

注1：北海道、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。令和3年3月末現在、2,918件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。令和3年3月末現在、284件の登録又は認定がされている。

3：防犯設備士（令和3年4月1日現在3万391人）、総合防犯設備士（同424人）

2 警備業、古物営業及び質屋営業の状況

(1) 警備業の状況

令和2年末現在、全国の警備業者数は1万113業者、警備員数は58万8,364人となっている。

警備業は、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、現金輸送警備業務、ボディガード等の様々の形態を有しており、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務が広く普及するなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備業務も行っているほか、2020年東京大会において警備業者が実施することとなる施設警備業務等への期待が高まるなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正を図っている。

図表2-88 警備業者及び警備員数の推移（平成23年～令和2年）

区分\年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
警備業者数（業者）	9,058	9,091	9,133	9,240	9,342	9,434	9,548	9,714	9,908	10,113
警備員数（人）	531,111	536,935	543,165	537,285	538,347	543,244	552,405	554,517	570,727	588,364

(2) 古物営業及び質屋営業の状況

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、これらの営業に係る業務について事業者に対する必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。令和2年中、古物商及び質屋から都道府県警察に対する不正品の疑いがある旨の申告件数は208件であり、これらの業界団体は、各種防犯活動への参加や啓発活動を行っている。警察では、古物営業法又は質屋営業法に基づく品触れ^(注)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-89 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成23年～令和2年）

区分\年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
古物営業（件）	713,064	727,669	741,045	753,893	766,493	775,723	784,677	789,345	779,836	396,378
古物商	711,485	726,085	739,461	752,326	764,906	774,157	783,110	787,779	778,332	395,526
古物市場主	1,579	1,584	1,584	1,567	1,587	1,566	1,567	1,566	1,504	852
質屋営業（件）	3,332	3,270	3,168	3,098	3,034	2,951	2,865	2,793	2,711	2,660

注：古物営業法の一部が改正（令和2年4月1日施行）され、古物営業の許可について、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可に変更された。

注：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3 少年非行防止に向けた取組

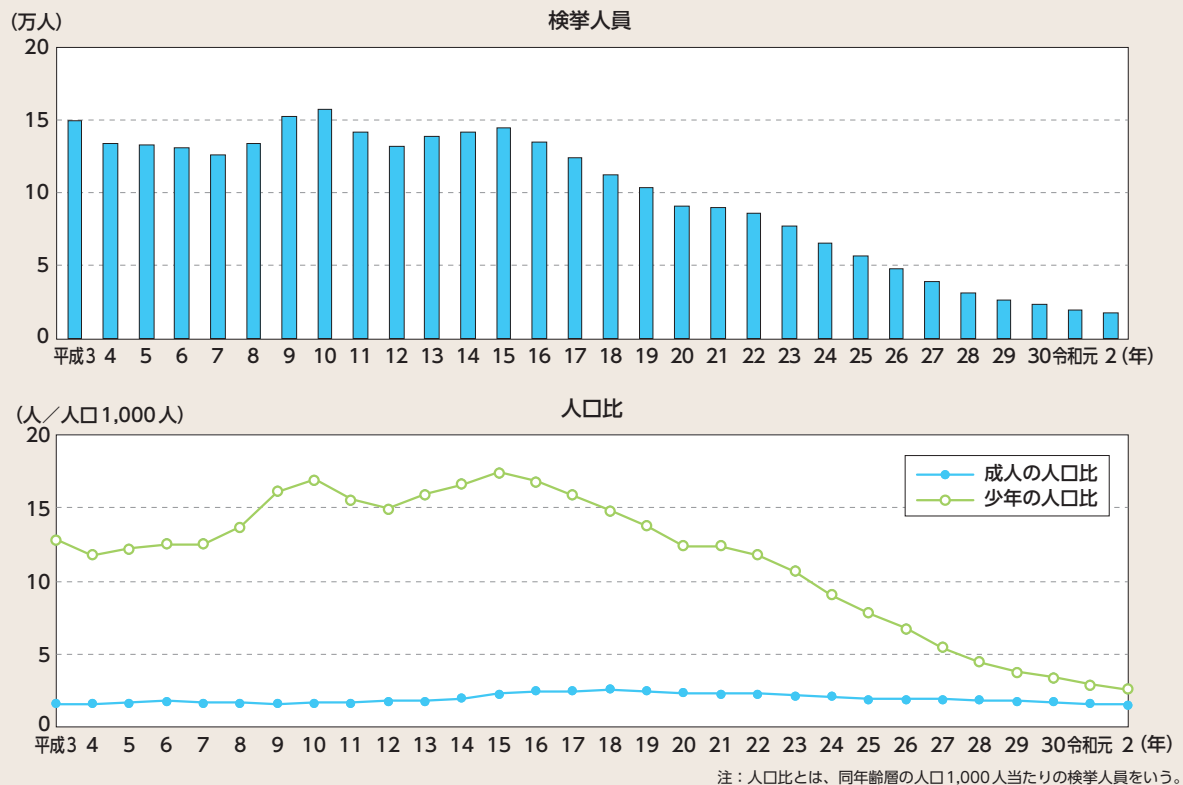
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

令和2年中の刑法犯少年の検挙人員は1万7,466人と、前年より2,448人（12.3%）減少し、17年連続の減少となった。しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は2.6人で成人（1.6人）と比べ、引き続き高い水準にある。

触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-90 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成3年～令和2年）



図表2-91 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
触法少年（刑法）の補導人員（人）		16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086
	凶悪犯	104	130	106	76	62	81	74	61	72	55
	粗暴犯	1,438	1,469	1,494	1,429	1,190	987	1,014	908	1,001	864
	窃盗犯	11,383	9,138	8,069	7,728	6,398	5,699	5,535	4,685	3,887	3,111
	知能犯	68	61	64	44	61	48	34	39	31	33
	風俗犯	185	202	253	192	230	192	214	188	187	174
	その他の刑法犯	3,438	2,945	2,606	2,377	1,818	1,580	1,440	1,088	984	849
不良行為少年の補導人員（人）		1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754	374,982	333,182
	深夜はいかい	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667	226,377	210,691	179,186
	喫煙	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588	112,861	98,787	99,220
	その他	95,334	88,161	79,757	75,311	70,111	64,950	67,029	65,516	65,504	54,776

② 令和2年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

令和2年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は、総数の約5割を占める窃盗犯が減少傾向にあり、全体の数値を引き下げている。

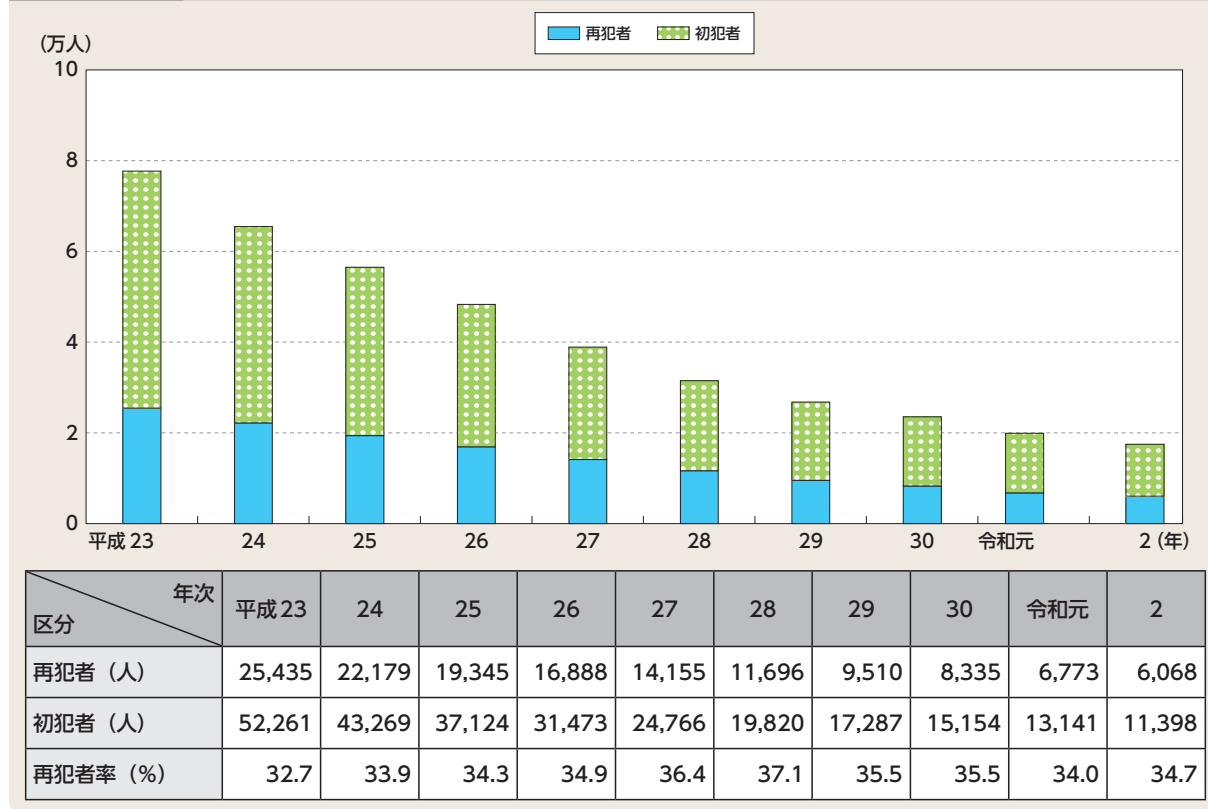
図表2-92 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
総数(人)		77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466
凶悪犯		785	836	786	703	586	538	438	463	457	522
粗暴犯		7,276	7,695	7,210	6,243	5,093	4,197	3,619	3,623	3,484	3,060
窃盗犯		47,776	38,370	33,134	28,246	23,015	18,298	15,575	13,163	10,813	9,222
知能犯		971	962	878	987	936	833	899	1,155	901	731
風俗犯		466	566	523	445	528	573	565	537	502	400
その他の刑法犯		20,422	17,019	13,938	11,737	8,763	7,077	5,701	4,548	3,757	3,531

イ 再犯者^(注)

刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移は、図表2-93のとおりであり、再犯者数は17年連続の減少となった、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は34.7%と、前年比で増加した。

図表2-93 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成23年～令和2年）

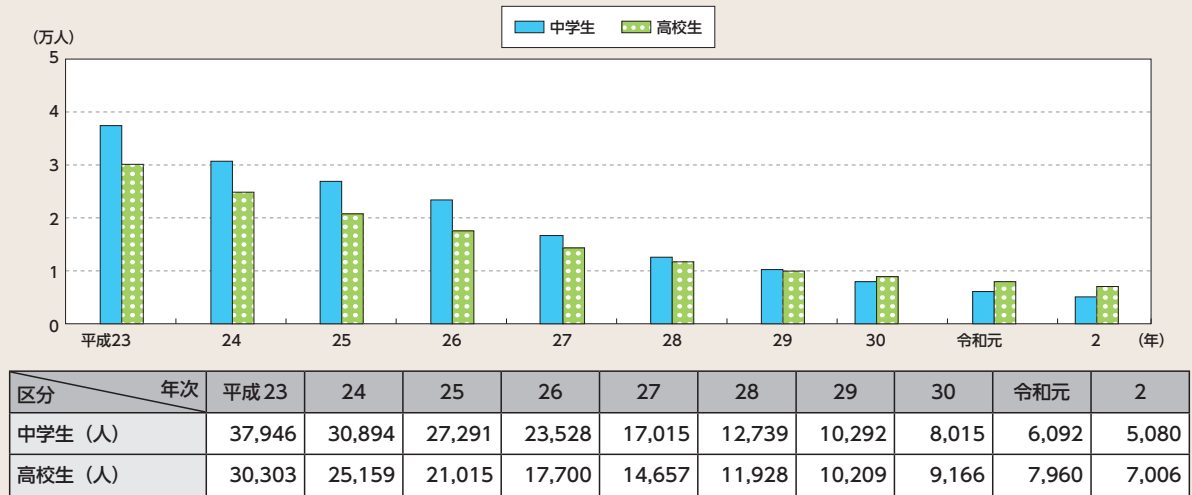


注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-94のとおりであり、いずれも減少した。また、前年に引き続き、高校生の検挙・補導人員が中学生を上回った。

図表2-94 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成23年～令和2年）



CASE

令和元年9月、男子高校生（17）らは、SNS上に違法薬物の取引を連想させる書き込みを行い、これに応じた者を誘い出し、鉄パイプ等で顔面を殴るなどの暴行を加えて現金を奪った。令和2年6月、同男子高校生ら少年5人を強盗致傷罪で逮捕した（大阪）。

（2）非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。



非行防止教室

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、令和3年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。令和3年4月現在、44都道府県で約860人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、令和3年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約4万8,000人、少年警察協助員^(注2)約220人及び少年指導委員^(注3)約6,300人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約5,700人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる活動（左：街頭補導活動、右：学習支援活動）

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)に関する情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、都道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

1 警察による犯罪被害者支援

(1) 基本施策

犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪によって直接、身体的、精神的又は経済的な被害を受けるだけでなく、様々な二次的被害を受ける場合がある。そこで、警察では図表2-95のとおり、様々な側面から犯罪被害者支援の充実を図っている。また、各都道府県警察において、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後に犯罪被害者支援を行う指定被害者支援要員制度^(注)が導入されている。

図表2-95 犯罪被害者支援に関する主な施策

犯罪被害者等への配慮及び情報提供 ●全国統一の相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103」番等の相談電話の設置 ●性犯罪被害相談窓口への女性警察職員の配置 ●刑事手続や犯罪被害者のための制度等をとりまとめた「被害者の手引」の作成・配布 ●捜査状況等の情報の提供	犯罪被害者等の安全の確保 ●再被害防止措置の推進（防犯指導、緊急通報装置の貸与等） ●再被害防止に向けた関係機関との連携
精神的被害の回復への支援 ●カウンセリング技能を有する警察職員の配置 ●犯罪被害者等の要望に応じた適切なカウンセリングの実施	犯罪被害者等支援推進のための基盤整備 ●被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用 ●指定被害者支援要員制度の積極的活用 
経済的負担の軽減に資する支援 ●公費負担制度の運用 ・性犯罪被害者に対する緊急避妊費用 ・身体犯罪被害者に対する診断書料 ・司法解剖後の遺体搬送・遺体修復費用 ・精神科医等によるカウンセリング費用 ・緊急避難場所を利用するための費用 ・ハウスクリーニング費用 等 ●犯罪被害給付制度の教示及び迅速な裁定	国民の理解の増進 ●犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の推進 ●中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催

(2) 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度

警察では、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に資するため、犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用している。

図表2-96 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金	遺族給付金 ○ 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に支給する給付金	● 支給額 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額 ○ 一定の生計維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円 (生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上記額に加算) ○ 上記以外の場合 1,210万円～320万円 ※ 犯罪被害者が死に前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算 ※ 第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額
	重傷病給付金 ○ 犯罪行為により重傷病（加療1月以上、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病（精神疾患である場合には、3日以上労務に就することができない程度のもの）を負った者に支給する給付金	● 支給額 負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額 上限：120万円
	障害給付金 ○ 犯罪行為により障害（負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級～第14級程度の障害）が残った者に支給する給付金	● 支給額 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額 ○ 重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合 3,974.4万円～1,056万円 ○ 上記以外の場合 1,269.6万円～18万円
○ 給付金が減額又は調整される場合 犯罪被害を受けた場合であっても、犯罪が親族間で行われた場合や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがある。また、労働者災害補償保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されることとなる。		

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者支援法に基づき、国が一定の給付金を支給するものである。この制度は、昭和56年（1981年）1月に開始され、犯罪被害等の早期の軽減に重要な役割を果たしている。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として被害者一人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給するものであり、平成28年（2016年）11月から開始された。

注：135頁参照

(3) 犯罪被害者等の特性に応じた施策

犯罪類型等によって犯罪被害者等には異なる特性があることから、警察では、性犯罪被害者、交通事故被害者^(注1)、配偶者からの暴力事案の被害者^(注2)、ストーカー事案の被害者^(注3)、被害少年^(注4)、暴力団犯罪被害者等について、その特性に応じた施策を推進している。

図表2-97 性犯罪被害者の特性に応じた施策

性犯罪被害者の立場に立った対応を心掛け、その精神的負担の軽減を図る。

- ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- ・性犯罪被害者が要望する性別の警察職員による対応
- ・各都道府県警察の性犯罪被害相談電話に接続される全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用
- ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用、精神科医等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用
- ・初診料、診断書料、緊急避妊費用、カウンセリング費用等の支援、衣類を証拠として預かる際の着替え等の整備
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、産婦人科医会等との連携強化
- ・「性犯罪被害者の手引」の配布 等



(4) 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判等多岐にわたるため、全ての都道府県で、警察のほか、検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関等の関係機関・団体から構成される「被害者支援連絡協議会」が設立され、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

また、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握した総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会「被害者支援地域ネットワーク」が構築されている。

さらに、よりきめ細かな犯罪被害者支援を行うため、全ての都道府県において、犯罪被害者支援法に基づき、都道府県公安委員会が犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に実施できる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定している。同団体では、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動、犯罪被害等に関する相談への対応、犯罪被害者等給付金の裁定の申請の補助及び物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助を行っており、都道府県警察では、同団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要に関する情報を提供することで、犯罪被害者等が同団体による支援を受けやすくなるよう努めている。



大学生による犯罪被害者支援ボランティアの活動

平成29年11月、岡山県警察の協力の下、岡山県内の15大学等（令和3年（2021年）3月31日現在）の学生が集まり、犯罪被害者支援大学生ボランティア連絡会「あした彩^{いろ}」が発足した。「あした彩」では、大学生が意見を出し合い、犯罪被害者遺族講演会の開催や犯罪被害に遭った児童の学習支援等、様々なボランティア活動を行っている。

「あした彩」の活動を知った他県の大学生が、犯罪被害者支援の取組を開始するなど、大学生による犯罪被害者支援の輪が全国に広がりを見せている。



あした彩による活動発表

注1：186頁参照（第4章）

2：77頁参照

3：77頁参照

4：89頁参照

2 第4次犯罪被害者等基本計画の推進

犯罪被害者等基本法において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている。

これに基づき、平成17年以降、3次にわたり「犯罪被害者等基本計画」が策定されている。令和3年3月には、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする第4次犯罪被害者等基本計画案が犯罪被害者等施策推進会議において作成されるとともに、閣議決定された。同計画では、関係府省庁が実施すべき施策として、地方公共団体における犯罪被害者等支援、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援等、279の施策が盛り込まれている。

犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を担う警察庁では、関係府省庁、地方公共団体の担当部局等の関係機関・団体に対し、犯罪被害者等のための施策の更なる充実を働き掛けつつ、その進捗状況を定期的に確認するとともに、年次報告（犯罪被害者白書）等を通じて公表するなど、同計画の確実な推進を図っている。

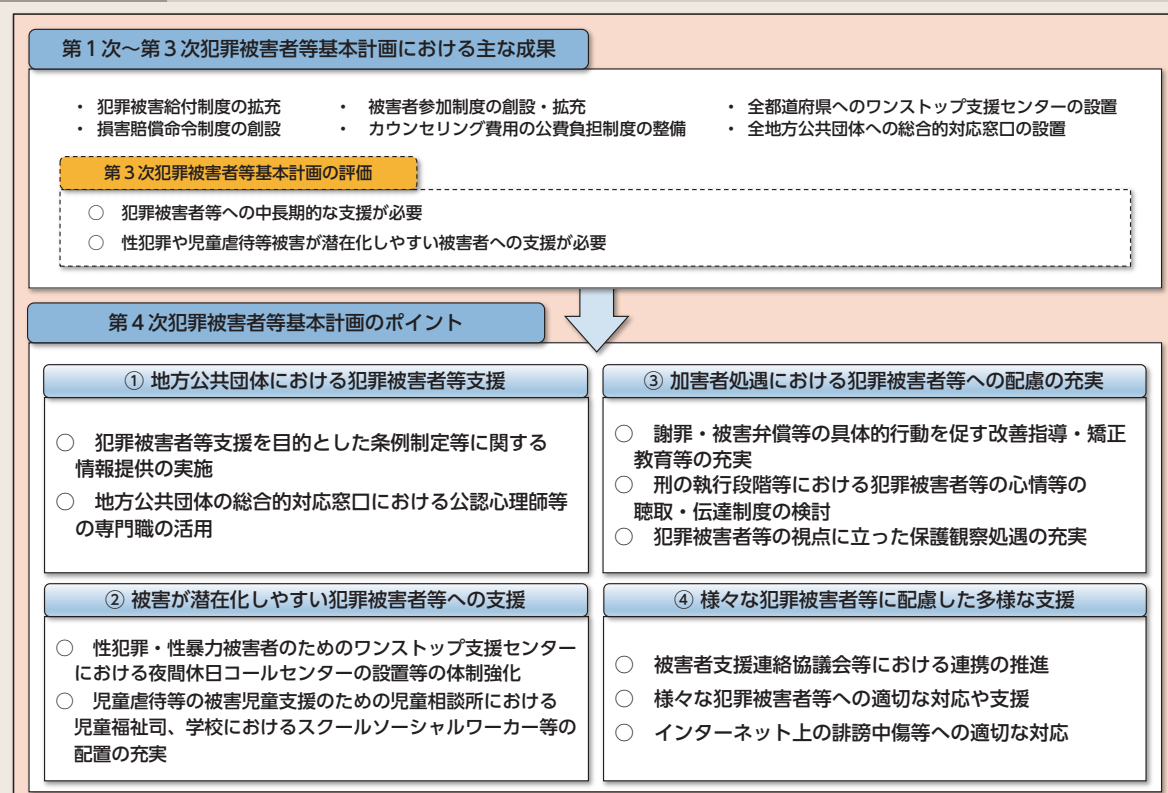


令和2年版犯罪被害者白書



犯罪被害者等施策推進会議の状況

図表2-98 第4次犯罪被害者等基本計画の概要



警察活動の最前線

通り魔事件における犯罪被害者支援の例

警察では、犯罪被害者が直面する様々な状況に応じた支援の充実を図っている。その支援について警察署及び警察本部における対応の一例を紹介する（被害者は模擬）。

① 事件の認知

「駅から歩いて帰宅する途中、突然背後から知らない人に刃物で刺された」との110番通報を受理した。警察官を現場に派遣するとともに、負傷部位・程度を聴取し、救急要請を行った。

事件発生直後から必要な支援を行うため、臨場した警察官からの報告を基に早期に被害者の状況を把握するよう努めています。



通信指令センター

③ 被害者の手引の交付

病院に駆けつけた家族に対し、被害者の手引を交付し、今後の刑事手続や各種被害者支援制度の説明を行った。

被害者や家族にとって、犯罪被害者支援の内容や、刑事手続に関することは、余りなじみのないものであるため、丁寧な説明をするよう心掛けています。



被害者の手引

犯罪被害
の発生

被疑者の逮捕

② 病院への付添い

重傷を負った被害者が搬送された病院に指定被害者支援要員が向かうとともに、本人に代わって家族への連絡を行った。突然の出来事に混乱する家族に対し、その心情に配慮しつつ、被害の状況を説明した。

病院等への付添いの際は、被害者やその家族のプライバシーの確保に気を付けています。
また、被害者やその家族に被害等の状況を確認する際は、その行為自体が二次的被害を生じさせてしまうおそれもあることから、専門的研修で学んだ被害者やその家族の心理状況を意識しながら、対応を行っています。



事情聴取への付添い

指定被害者支援要員制度

「指定被害者支援要員制度」とは、専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が事件発生直後から各種被害者支援活動を推進する制度であり、各都道府県警察で導入されている。指定被害者支援要員は、付添い支援や刑事手続等の説明のほか、被害者からの心配事の相談受理事、被害者に寄り添った活動を行っている。令和元年末現在、全国で3万6,363人が指定されている。

④ 被害者連絡の実施

被疑者が逮捕されたことを伝えるため、いまだ入院中の被害者に対し、事件を担当する捜査員から連絡を行った。あわせて、最近の生活状況を聴取すると、被害者が強い精神的ショックを受けていることが判明した。

捜査の状況等に関する情報は、被害者にとって、非常に関心の高いものであるため、丁寧な伝え方を心掛けています。



被害者連絡

⑥ 経済的負担の軽減

退院した被害者に対し、入院や通院費用の自己負担軽減のため犯罪被害者等給付金（重傷病給付金）の申請について教示した。

警察では、被害者の経済的負担を軽減するため、各種公費負担制度を運用しています。制度を知らないことによる自己負担が生じないように、被害者やその家族に対して制度教示を行うことは重要であり、様々な場を通じて、関係職員に対する教育訓練を徹底しています。



関係職員への教育訓練

被疑者の起訴

公判の開始

⑤ 精神的負担の軽減

被害者は1週間の入院を経て退院したものの、強い精神的ショックにより日常生活に支障が生じていたため、カウンセリングに関する専門知識を有する警察職員によるカウンセリングを実施した。

被害者は、体験したことのない強いストレスに晒されることから、身体的にも精神的にも不調が伴います。劇的な回復は難しくとも、少しずつ前を向けるようなお手伝いを心掛けています。

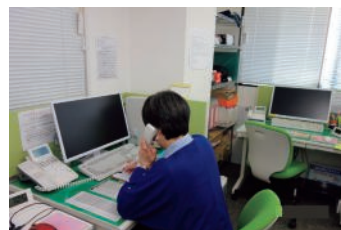


カウンセリング

⑦ 関係機関・団体との連携

被害者が公判への参加を要望したため、被害者の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体^(注)に対し、犯罪被害の概要に関する情報の提供を行い、被害者への付添いを依頼した。

被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたります。よりきめ細かな支援を行うため、犯罪被害者等早期援助団体や地方公共団体の職員と連携を図りながら、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動の推進に努めています。



早期援助団体における相談対応

注：133頁参照

警察活動の最前線



平穏な日常のために ～警察官として私ができること～

警視庁生活安全部生活安全総務課ストーカー対策室ストーカー対策第一係

こばやし てるかず
小林 輝一

ストーカー・DV事案は、「人身安全関連事案」と位置付けられ、全国警察が一丸となり、犯人の早期検挙や警告、適切な保護対策を講じるなど、被害者らの安全と安心を最優先に考えた職務を遂行しています。

ストーカー事案等については、加害者の被害者に対する支配意識が強く、事態急変の可能性が予測困難な点において、被害者の安全を確保するための「初動対応」と呼ばれる初期対応が非常に重要です。重大事案への発展を未然に防止できるかは、「初動対応」の良し悪しにかかっていると言っても過言ではありません。私は事案対応に当たる上で、「被害者の命の安全」を最優先に考え、迅速な事案の見極め、被疑者の検挙、被害者の避難措置を執るよう心掛けています。

また、ストーカー事案等については、誰もが被害者、加害者になり得る犯罪である上、犯罪意識、被害意識がない場合も多く、見えない犯人の姿に怯え、理不尽な現実と不安に泣き崩れる被害者を、私は何人も目の当たりにしてきました。

「困っている人を助けたい。」

その思いで警察官を志した私ですが、被害者等の不安を解消するこの職務こそ、警察官としての原点であり、国民の安全・安心の実現と警察官としての責務を果たすべく、被害者に寄り添いながら全身全霊を傾け、職務に励む決意です。



被害者の心情に寄り添った性犯罪捜査とは

前 大分県大分南警察署刑事課強行犯係（現 大分県警察本部刑事部機動捜査隊機動捜査班）

あらまき まさみ
荒巻 雅美

「娘がずっと部屋に閉じこもって、ご飯も食べないんです。」

私が性犯罪被害者の母親から電話を受けたのは、聴取を終えた彼女と笑顔で別れた数日後のことでした。

彼女や母親には被害後は精神的ショックで心や体に変調を来すおそれがあることを説明し、彼女の精神面に注意を払いながらの事情聴取でした。

そんな彼女は、当初から涙を堪えて被害状況を説明してくれ、その気丈な振る舞いは、犯人逮捕のために私を含めた捜査員全員を奮い立たせてくれました。

それが一段落したとき、彼女は心のSOSを発したのです。私は、少しでも彼女の辛さを和らげたいとの思いから、時折連絡をして、彼女の好きな歌手、趣味等の話を続けていたところ、彼女の電話口の声も徐々に明るくなっていきました。そして、母親から食事が取れ、家族との会話も増えてきたと連絡が入った時は、本当に安心しました。

こうした経験を踏まえ、私は、性犯罪被害者と接する際は、少しでも精神的な負担を軽減するため、趣味等の会話や悩み相談を聞くなど、被害者と心を通わせるよう努めるとともに、被害者の表情や声のトーン等から心身の変調を確認するよう心掛けています。

性犯罪被害者の心情に寄り添った捜査とは何か？

被害者は一人ひとり性格や被害の状況も違うので一つの答えはありませんが、「被害者のために何ができるか」を常に考え、これからも被害者に寄り添った対応を心掛けていこうと思います。

